

## 5. 4 廃棄物等

5. 4. 1 一般廃棄物

5. 4. 2 産業廃棄物

5. 4. 3 建設発生土



## 5.4 廃棄物等

### 5.4.1 一般廃棄物

環境影響評価の対象は、供用時の施設の供用及び人口の増加に伴い発生する一般廃棄物による影響とした。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画地及びその周辺地域の一般廃棄物の状況等を把握し、供用時における一般廃棄物による影響について、予測及び評価を行うため基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 一般廃棄物の状況
- (イ) 関係法令等による基準等

##### イ 調査地域

計画地及びその周辺地域とした。

##### ウ 調査期間・調査時期

調査時期は、既存資料における最新年度とした。

##### エ 調査方法

###### (ア) 一般廃棄物の状況

「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和4年8月、川崎市）、「ごみの出し方」（川崎市ホームページ）等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の一般廃棄物の状況を把握した。

###### (イ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「循環型社会形成基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

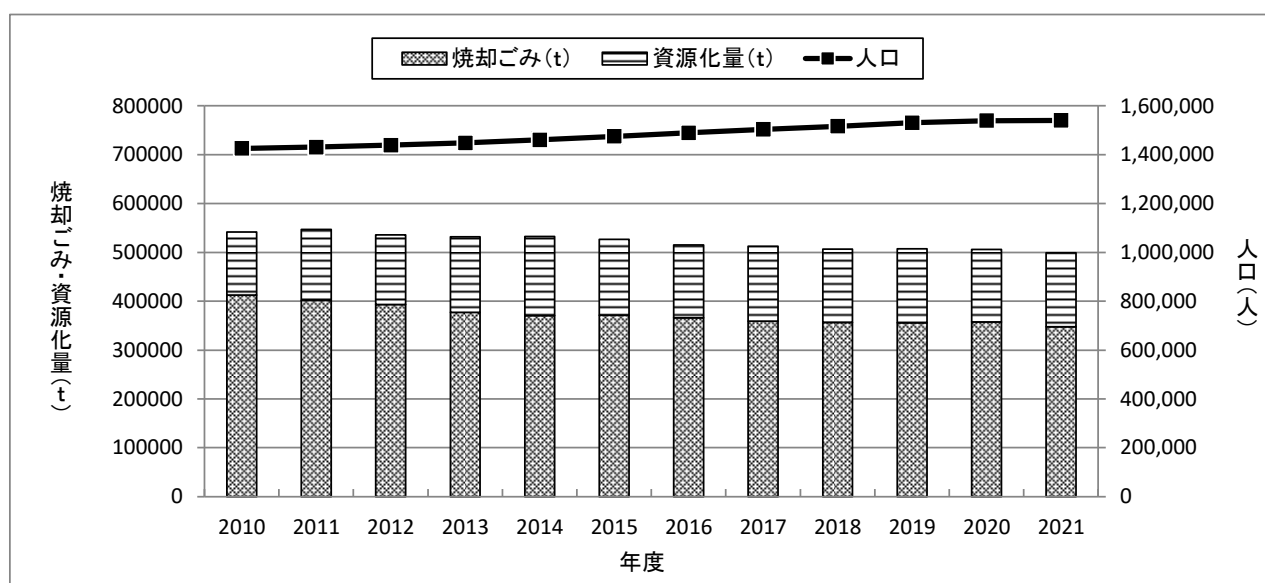
## オ 調査結果

### (7) 一般廃棄物の状況

川崎市における平成 22～令和 3 年度の一般廃棄物の推移は図 5.4.1-1 に、処理状況は表 5.4.1-1 に示すとおりである。

平成 22～令和 3 年度の一般廃棄物の推移をみると、焼却ごみは減少傾向を示しており、資源化量は平成 22～平成 26 年度にかけて増加傾向を示し、平成 26～平成 28 年度に減少した後、令和 3 年度まで概ね横ばいの傾向を示している。

令和 3 年度における一般廃棄物の総排出量は 498,944 t、その内、焼却ごみが 348,017 t、資源化量は 150,927 t で資源化率は 30.2% である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が 254,060 t、事業系が 93,957 t、資源化物では家庭系が 89,627 t、事業系が 61,300 t である。



出典：「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 4 年 8 月、川崎市）

図 5.4.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移（平成 22～令和 3 年度）

表 5.4.1-1 川崎市のごみ焼却量等の実績（平成 22～令和 3 年度）

| 西暦(年度)                |                      | 2010      | 2011      | 2012      | 2013      | 2014      | 2015      | 2016      | 2017      | 2018      | 2019      | 2020      | 2021      |
|-----------------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 和暦(年度)                |                      | H22       | H23       | H24       | H25       | H26       | H27       | H28       | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        |
| 日数                    |                      | 365       | 366       | 365       | 365       | 365       | 366       | 365       | 365       | 365       | 366       | 365       | 365       |
| 人口(人)※1               |                      | 1,425,512 | 1,430,773 | 1,439,164 | 1,448,196 | 1,461,043 | 1,475,300 | 1,489,477 | 1,503,690 | 1,516,483 | 1,530,457 | 1,538,282 | 1,540,340 |
| 焼却ごみ(t)               |                      | 412,712   | 401,893   | 392,926   | 377,363   | 370,849   | 371,270   | 366,016   | 359,169   | 356,233   | 356,044   | 357,662   | 348,017   |
| 内訳                    | 家庭系焼却ごみ              | 296,368   | 278,553   | 275,587   | 258,810   | 249,626   | 251,273   | 249,303   | 249,632   | 248,295   | 250,239   | 262,744   | 254,060   |
|                       | 普通ごみ                 | 289,213   | 270,732   | 267,759   | 250,435   | 241,632   | 242,954   | 241,086   | 241,060   | 239,387   | 240,520   | 250,897   | 242,283   |
|                       | 粗大・小物金属・一時多量 可燃分※11  | 7,155     | 7,821     | 7,828     | 8,375     | 7,994     | 8,319     | 8,217     | 8,572     | 8,908     | 9,719     | 11,847    | 11,777    |
|                       | 事業系焼却ごみ              | 115,829   | 122,899   | 116,889   | 118,129   | 120,819   | 119,547   | 116,333   | 109,208   | 107,616   | 105,486   | 94,918    | 93,957    |
|                       | 道路清掃ごみ               | 515       | 441       | 450       | 424       | 404       | 450       | 380       | 329       | 322       | 319       | ※12       | ※12       |
| 資源化量(t)※2             |                      | 128,664   | 144,685   | 143,054   | 154,299   | 161,541   | 155,552   | 148,983   | 153,125   | 150,678   | 150,991   | 148,595   | 150,927   |
| 資源化率(%)               |                      | 23.8      | 26.5      | 26.7      | 29.0      | 30.3      | 29.5      | 28.9      | 29.9      | 29.7      | 29.8      | 29.4      | 30.2      |
| 内訳                    | 家庭系資源化物              | 76,196    | 91,236    | 90,715    | 99,472    | 102,298   | 100,021   | 95,524    | 93,129    | 90,142    | 88,758    | 91,388    | 89,627    |
|                       | 粗大・小物金属・一時多量 資源化分※11 | 3,785     | 4,004     | 3,938     | 3,814     | 3,860     | 3,769     | 3,805     | 3,795     | 4,119     | 4,342     | 4,665     | 4,426     |
|                       | 空き缶                  | 7,327     | 7,312     | 7,304     | 7,859     | 7,722     | 7,046     | 6,270     | 6,845     | 6,750     | 7,181     | 7,842     | 7,723     |
|                       | 空き瓶                  | 10,969    | 11,577    | 11,653    | 11,921    | 11,960    | 12,225    | 11,293    | 11,125    | 10,580    | 10,379    | 11,395    | 11,056    |
|                       | ペットボトル               | 4,872     | 5,167     | 5,103     | 5,168     | 5,076     | 5,042     | 4,991     | 4,751     | 4,846     | 4,842     | 5,279     | 5,373     |
|                       | ミックスペーパー             | 1,865     | 10,618    | 10,662    | 13,306    | 14,063    | 13,618    | 13,010    | 12,530    | 11,897    | 11,409    | 10,356    | 9,990     |
|                       | プラ製容器包装              | 269       | 3,896     | 3,811     | 9,008     | 12,395    | 12,587    | 12,753    | 12,686    | 12,723    | 13,170    | 14,288    | 14,527    |
|                       | 資源集団回収               | 46,684    | 48,260    | 47,875    | 47,999    | 46,654    | 45,048    | 42,773    | 40,811    | 38,642    | 36,863    | 36,995    | 35,974    |
|                       | 小型家電                 |           |           |           | 2         | 79        | 199       | 57        | 24        | 27        | 28        | 38        | 30        |
|                       | 乾電池                  |           |           |           |           | 268       | 255       | 287       | 275       | 293       | 284       | 319       | 308       |
|                       | 蛍光管※7                |           |           |           |           |           |           | 59        | 53        | 36        | 23        | 22        | 25        |
|                       | その他※3                | 425       | 402       | 369       | 395       | 221       | 232       | 226       | 234       | 229       | 237       | 189       | 195       |
|                       | 事業系資源化物(t)           | 52,468    | 53,449    | 52,339    | 54,827    | 59,243    | 55,531    | 53,459    | 59,996    | 60,536    | 62,233    | 57,207    | 61,300    |
| 乾電池(t)                |                      | 272       | 295       | 245       | 287       | ※6        | ※6        | ※6        | ※6        | ※6        | ※6        | ※6        | ※6        |
| 総排出量(t)※4             |                      | 541,648   | 546,873   | 536,225   | 531,949   | 532,390   | 526,822   | 514,999   | 512,294   | 506,911   | 507,035   | 506,257   | 498,944   |
| 1人1日当たり<br>ごみ排出量(g)※5 |                      | 1,041     | 1,044     | 1,021     | 1,006     | 998       | 976       | 947       | 933       | 916       | 905       | 902       | 887       |

- 注) ※1. 人口は、各年度 10 月 1 日現在の人口に基づく。  
 ※2. 資源化量とは、家庭系資源物及び事業系資源物を含めて算出したものである。  
 ※3. その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光管の合計値である（蛍光管は、平成 28 年から除く）  
 ※4. 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量  
 ※5. 1 人 1 日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したものである。  
 ※6. 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成 26 年度から資源化量の内訳へ記載することとしている。  
 ※7. 蛍光管は、平成 28 年から割らない収集を開始している。なお、平成 27 年までの蛍光管は、その他※3 に含まれている。  
 ※8. 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 5,086t は含まれていない。  
 ※9. 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 1,210t は含まれていない。  
 ※10. 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 213t は含まれていない。  
 ※11. 令和 2 年度から、一時多量ごみが含まれている。  
 ※12. 令和 2 年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれている。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 4 年 8 月、川崎市）

計画地が位置する多摩区登戸における一般廃棄物の分別収集の状況は、表 5.4.1-2 に示すとおりである。

家庭系ごみについては、計画地が位置する多摩区登戸では多摩生活環境事業所の管轄内に属しており、廃棄物の種類に応じた分別回収が行われている。

一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理している。

計画地周辺地域の主な一般廃棄物関連施設を、表 5.4.1-3 に示す。

表 5.4.1-2 多摩区登戸における一般廃棄物の分別収集の状況

| 廃棄物の種類 |             | 収集日             | 備 考                                                                                                    |
|--------|-------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通ごみ   |             | 水曜日<br>・土曜日     | 「資源物」、「小物金属」、「粗大ごみ」以外のごみが対象                                                                            |
| 資源物    | 空き缶、ペットボトル、 | 月曜日             | 「飲料缶、菓子缶、粉ミルク缶」などの食品の缶と、中身を使い切ったスプレー缶などが対象<br>「飲料、酒、みりん類、しょうゆ、酢」などの空き容器で、PETボトルの識別表示マークの付いているペットボトルが対象 |
|        | 空き瓶         | 月曜日             | 「飲料びん・調味料びん・食用油びん」などの食品の空きびんが対象                                                                        |
|        | 使用済み乾電池     | 月曜日             | 積層型・筒型乾電池、リチウムコイン電池（型式記号 CR および BR）が対象                                                                 |
|        | ミックスペーパー    | 火曜日             | 「資源集団回収品目」「ひどく汚れた紙・においの強い紙」以外のすべての紙類が対象                                                                |
|        | プラスチック製容器包装 | 木曜日             | 生鮮食品のトレイ、カップ麺の容器、シャンプーボトル、お菓子の袋など、プラスチック素材でできた容器や包装が対象                                                 |
| 粗大ごみ   |             | 第 1・3 回目<br>火曜日 | 家庭で使用していた 30cm 以上の金属製品、50cm 以上の家具類などが対象（収集日の 3 日前までに、粗大ごみ受付センターへ事前申し込みが必要）                             |
| 小物金属   |             |                 | 最長辺が 30cm 未満の金属製品（全部または一部が金属製のもの）及びかさ・針金ハンガーが対象                                                        |

注）古紙類等は、町内会・自治会・学校 PTA・マンション管理組合等の実施団体と回収業者が協力して、資源集団回収という仕組みで回収を行っている。

出典：「地域別収集日一覧」（令和 4 年 4 月、川崎市環境局生活環境部減量推進課）

「資源物とごみの分け方・出し方」（令和 4 年 4 月、川崎市環境局生活環境部減量推進課）

表 5.4.1-3 計画地周辺地域の一般廃棄物関連施設

| 施設の種類   | 施設名称             | 所在地           | 備 考                            |
|---------|------------------|---------------|--------------------------------|
| 生活環境事業所 | 川崎生活環境事務所        | 川崎区塩浜 4-11-9  | 所管区域:川崎区                       |
|         | 中原生活環境事務所        | 中原区中丸子 155-1  | 所管区域:幸区・中原区                    |
|         | 宮前生活環境事務所        | 宮前区宮崎 172     | 所管区域:高津区・宮前区                   |
|         | 多摩生活環境事業所        | 多摩区枳形 1-14-1  | 所管区域:多摩区・麻生区                   |
| ごみ焼却施設  | 浮島処理センター         | 川崎区浮島町 509-1  | 動物死体処理施設併設                     |
|         | 堤根処理センター         | 川崎区堤根 52      | —                              |
|         | 橘処理センター          | 高津区新作 1-20-1  | 休止・建設中                         |
|         | 王禅寺処理センター        | 麻生区王禅寺 1285   | —                              |
| 埋立処分施設  | 浮島埋立事業所          | 川崎区浮島町 523-1  | —                              |
| 資源化処理施設 | 南部リサイクルセンター      | 川崎区夜光 3-1-3   | 処理対象物:空き瓶・空き缶・ペットボトル           |
|         | 浮島処理センター粗大ごみ処理施設 | 川崎区浮島町 509-1  | 処理対象物:粗大ごみ・小物金属                |
|         | 浮島処理センター資源化処理施設  | 川崎区浮島町 509-1  | 処理対象物:ミックスペーパー・プラスチック製容器包装     |
|         | 王禅寺処理センター資源化処理施設 | 麻生区王禅寺 1285   | 処理対象物:空き瓶・空き缶・ペットボトル・粗大ごみ・小物金属 |
| 廃棄物中継施設 | 加瀬クリーンセンター       | 幸区南加瀬 4-40-23 | —                              |

出典:「令和4年度環境局事業概要－廃棄物編－」(令和4年8月、川崎市)

#### (イ) 関係法令等による基準等

##### a 「循環型社会形成基本法」

本法律は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

事業者の責務として、「原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。」等が規定されている。

また、国民の責務として、「製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。」等が規定されている。

**b 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」**

本法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品・容器等の適正処理ができるようにすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

また、国民の責務として、「廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と規定されている。

**c 「資源の有効な利用の促進に関する法律」**

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、「原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること」、「事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用することを促進するよう努めること」が規定されている。

また、消費者の責務として、「製品をなるべく長期間使用し、並びに再生資源及び再生部品の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。」と規定されている。

**d 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」**

本条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

事業者の責務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と同様の事項に加え、「再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならないこと」、「廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない」と規定されている。

また、市民の責務として、「廃棄物の排出を抑制し、再利用及び再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量等に努めなければならない。」と規定されている。

また、容器包装の適正化や事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する規定（排出の抑制、再生利用等、並びに適正処理に関する計画書の作成・提出など）、廃棄物の適正保管・適正処理、廃棄物管理票の交付等について規定されている。

その他、第 33 条では保管施設設置に係る事前評価等が規定されており、規則で定める開発行為者等は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならないとされている。

e 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、一般廃棄物の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

### (3) 予測・評価

本事業の供用時において、以下に示す一般廃棄物による影響が考えられるため、その発生量又は排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

＜供用時＞

- ・施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法

#### ① 予測

##### (7) 予測項目

予測項目は、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法とした。

##### (イ) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

##### (ウ) 予測時期

予測時期は、計画建築物が住宅の用に供される時期及び事業活動等が定常の状態になる時期とした。

##### (エ) 予測方法

##### a 家庭系一般廃棄物

予測方法は、図 5.4.1-2 に示すとおり、本事業の計画人口に、川崎市の実績から求める住宅から発生する一般廃棄物の排出原単位を乗じて種類ごとに予測する方法とした。

本事業の計画人口は、表 5.4.1-4 に示すとおり、「廃棄物保管施設設置事前評価・協議書記入要領」に基づく 1 世帯当たりの人口に本事業の計画戸数を乗じて算出した。住宅から発生する一般廃棄物の排出原単位は、表 5.4.1-5 に示すとおり、「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」に基づく川崎市の実績から川崎市の分別区分に応じた種類ごとの 1 人 1 日当たり排出量を算出した。

また、一般廃棄物の処理・処分方法は、事業計画の内容から予測する方法とした。

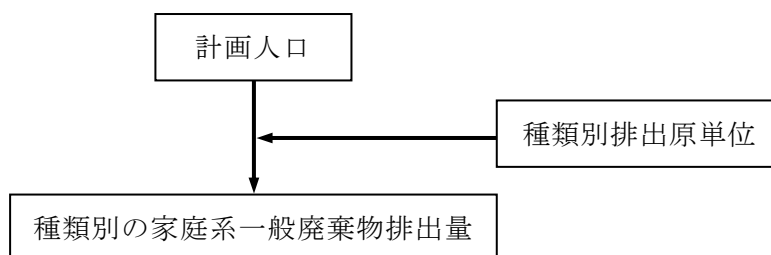


図 5.4.1-2 家庭系一般廃棄物の予測フロー

表 5.4.1-4 計画人口

| 1 世帯当たりの人口<br>① | 計画戸数<br>② | 計画人口<br>①×② |
|-----------------|-----------|-------------|
| 3.5 人           | 約 450 戸数  | 1,575 人     |

出典：「廃棄物保管施設設置事前評価・協議書記入要領」  
(川崎市環境局)

表 5.4.1-5 住宅から発生する一般廃棄物の排出原単位

単位：g/人・日

| 種 類              |                    | 1 人 1 日 排出量 |
|------------------|--------------------|-------------|
| ご 焼<br>み 却       | 普通ごみ               | 431         |
|                  | 粗大・小物金属・一時多量(可燃分)  | 21          |
| 資<br>源<br>化<br>物 | 粗大・小物金属・一時多量(資源化分) | 8           |
|                  | 空き缶                | 14          |
|                  | 空き瓶                | 20          |
|                  | ペットボトル             | 10          |
|                  | ミックスペーパー           | 18          |
|                  | プラスチック製容器包装        | 26          |
|                  | 資源集団回収             | 64          |

注) 排出原単位の算出方法は、資料編 p.資 6-1 を参照。

出典：「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 4 年 8 月、川崎市）

## b 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の排出原単位の内容は、表 5.4.1-6 に示すとおりである（詳細は、資料編 p.資 6-1 参照）。

商業施設から発生する事業系一般廃棄物の排出原単位は、既存資料による用途ごとの事業系一般廃棄物の種類別・延べ面積当たりの排出原単位に商業施設の延べ面積を乗じて求めた。

表 5.4.1-6 商業施設から発生する事業系一般廃棄物の排出原単位

単位：g/m<sup>2</sup>・日

| 種 類   | 種類別・延べ面積当たりの排出原単位 |
|-------|-------------------|
| 紙 類   | 8.6               |
| 厨 芥   | 28.8              |
| 繊 維   | 1.6               |
| 草木その他 | 1.5               |

出典：「事業系一般廃棄物性状調査(その 8)」(平成 5 年度東京都清掃研究所研究報告 平成 6 年 12 月、杉山、田口、立藺、明松)

「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」(東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室編) 平成 12 年 11 月、及川、三森、谷川)

(オ) 予測結果

a 家庭系一般廃棄物

供用時に排出される家庭系一般廃棄物の種類及び排出量は、表 5.4.1-7 に示すとおりである。

供用時に住宅から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 965kg/日で、その内、焼却ごみは約 712kg/日、資源化物は約 253kg/日と予測する。

これらの家庭系一般廃棄物については、普通ごみは川崎市により収集・焼却処分、資源化物は川崎市または資源集団回収業者により収集・資源化されることから、適正に処理・処分されると予測する。

表 5.4.1-7 住宅から発生する家庭系一般廃棄物の種類及び排出量

| 種 類              |                        | 1 人 1 日排出量<br>(g/人・日)<br>① | 計画人口<br>(人)<br>② | 排出量<br>(kg/日)<br>①×②/10 <sup>3</sup> |
|------------------|------------------------|----------------------------|------------------|--------------------------------------|
| ご 焼<br>み 却       | 普通ごみ                   | 431                        | 1,575            | 約 679                                |
|                  | 粗大・小物金属・一時多量<br>(可燃分)  | 21                         |                  | 約 33                                 |
| 資<br>源<br>化<br>物 | 粗大・小物金属・一時多量<br>(資源化分) | 8                          |                  | 約 13                                 |
|                  | 空き缶                    | 14                         |                  | 約 22                                 |
|                  | 空き瓶                    | 20                         |                  | 約 32                                 |
|                  | ペットボトル                 | 10                         |                  | 約 16                                 |
|                  | ミックスペーパー               | 18                         |                  | 約 28                                 |
|                  | プラスチック製容器包装            | 26                         |                  | 約 41                                 |
|                  | 資源集団回収                 | 64                         |                  | 約 101                                |
| 焼却ごみの合計          |                        | －                          | －                | 約 712                                |
| 資源化物の合計          |                        | －                          | －                | 約 253                                |
| 総排出量             |                        | －                          | －                | 約 965                                |

## b 事業系一般廃棄物

供用時に排出される事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法は、表 5.4.1-8 に示すとおりである。

供用時に商業施設から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 447kg/日で、その内、最も多いものは厨芥で約 317kg/日と予測する。

これらの事業系一般廃棄物については、各テナントが取り扱う廃棄物の種類に応じ、川崎市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測する。

表 5.4.1-8 商業施設から発生する事業系一般廃棄物の種類、排出量及び主な処理・処分方法

| 種 類   | 種類別・延べ面積<br>当たりの排出原単位<br>(g/m <sup>2</sup> ・日)<br>① | 計画<br>延べ面積<br>(m <sup>2</sup> )<br>② | 発生量<br>(kg/日)<br>①×②/10 <sup>3</sup> | 主な処理・処分方法               |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 紙 類   | 8.6                                                 | 約 11,000                             | 約 95                                 | 各テナントが許可業者に委託し、適正に処理・処分 |
| 厨 芥   | 28.8                                                |                                      | 約 317                                |                         |
| 繊 維   | 1.6                                                 |                                      | 約 18                                 |                         |
| 草木その他 | 1.5                                                 |                                      | 約 17                                 |                         |
| 合 計   | -                                                   | -                                    | 約 447                                | -                       |

## ② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、家庭系及び事業系一般廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・廃棄物保管施設（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）においては、掲示物等による啓発により、減量化・資源化を促す。
- ・家庭系一般廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「川崎市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市）に基づき、計画建築物の 5～38 階に住宅用の廃棄物保管施設を設け、分別排出の徹底を促し、管理会社により収集され計画建築物の地下 1 階の廃棄物保管施設（ゴミ置場（住宅））に適正に保管する。
- ・事業系一般廃棄物については、各テナントが取り扱う廃棄物の種類に応じ、川崎市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り資源化を図り、資源化が困難な廃棄物については、適正に処理・処分する。

### ③ 評 価

供用時に住宅から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 965kg/日で、その内、焼却ごみは約 712kg/日、資源化物は約 253kg/日と予測した。

これらの家庭系一般廃棄物については、普通ごみは川崎市により収集・焼却処分、資源化物は川崎市または資源集団回収業者により収集・資源化されることから、適正に処理・処分されると予測した。

供用時に商業施設から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 447kg/日で、その内、最も多いものは厨芥で約 317kg/日と予測した。

これらの事業系一般廃棄物については、各テナントが取り扱う廃棄物の種類に応じ、川崎市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測した。

また、本事業の供用時においては、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設において、掲示物等による啓発により減量化・資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、資源の循環が図られるとともに、生活環境の保全に支障がないものと評価する。

### 5.4.2 産業廃棄物

環境影響評価の対象は、工事中の工事の影響及び供用時の施設の供用に伴い発生する産業廃棄物による影響とした。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画地及びその周辺地域の産業廃棄物の状況等を把握し、工事中及び供用時における産業廃棄物による影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- |                                 |
|---------------------------------|
| (ア) 産業廃棄物の状況<br>(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

##### イ 調査地域・調査地点

計画地及びその周辺地域とした。

##### ウ 調査期間・調査時期

調査時期は、既存資料における最新年度とした。

##### エ 調査方法

###### (ア) 産業廃棄物の状況

「令和２年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和３年２月改訂、川崎市）等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の産業廃棄物の状況を把握した。

###### (イ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

## オ 調査結果

### (7) 産業廃棄物の状況

川崎市における令和元年度の産業廃棄物の排出量及び処分・処理状況は表 5.4.2-1 に、産業廃棄物処理施設の設置状況は表 5.4.2-2 に示すとおりである。

川崎市全体の産業廃棄物の排出量は 2,556 千 t /年である。また、排出量のうち減量化量は 1,677 千 t /年、再生利用量は 811 千 t /年、最終処分量は 68 千 t /年であり、排出量に対する最終処分量の割合は 2.6% である。

建設業の産業廃棄物の排出量は 551 千 t /年である。また、排出量のうち減量化量は 37 千 t /年、再生利用量は 486 千 t /年、最終処分量は 28 千 t /年であり、排出量に対する最終処分量の割合は 5.2% である。

川崎市における令和 3 年度の産業廃棄物処理施設の設置状況は、市内には 167 施設が設置されており、設置者の内訳としては、事業者が 54 施設、処理業者が 110 施設、公共団体が 3 施設となっている。なお、最終処分場は設置されていない。

表 5.4.2-1 川崎市による産業廃棄物の排出量及び処理・処分状況（令和元年度）

単位：千 t /年

| 区 分 | 排出量            | 減量化量          | 再生利用量       | 最終処分量     |
|-----|----------------|---------------|-------------|-----------|
| 全体  | 2,556 (100.0%) | 1,677 (65.6%) | 811 (31.7%) | 68 (2.6%) |
| 建設業 | 551 (100.0%)   | 37 (6.7%)     | 486 (88.2%) | 28 (5.2%) |

注) 1. ( ) 内の数値は、排出量に対する割合を示す。

2. 用語の定義は以下のとおりである。

排 出 量：発生量のうち、有償物量（発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む。））を除いた量

減 量 化 量：排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量

再生利用量：排出事業者又は処理業者等で再生利用された量

最終処分量：排出事業者又は処理業者等の最終処分量の合計

出典：「令和 2 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（令和 3 年 2 月改訂、川崎市）

表 5.4.2-2 川崎市内の産業廃棄物処理施設の設置状況（令和 3 年度）

| 設置者<br>区 分                       |                   | 事業者   | 処理業者   | 公共団体  | 合 計    |
|----------------------------------|-------------------|-------|--------|-------|--------|
| 汚泥の脱水施設                          | 施設数               | 31    | 12     | 3     | 46     |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | 5,778 | 2,289  | 4,543 | 12,610 |
| 汚泥の乾燥施設                          | 施設数               | 2     | 2      | —     | 4      |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | 70    | 115    | —     | 185    |
| 汚泥の焼却施設                          | 施設数               | 4     | 6      | —     | 10     |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | 288   | 4,008  | —     | 4,296  |
| 廃油の油水分離施設                        | 施設数               | —     | 2      | —     | 2      |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | —     | 190    | —     | 190    |
| 廃油の焼却施設                          | 施設数               | 9     | 4      | —     | 13     |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | 281   | 266    | —     | 547    |
| 廃酸又は廃アルカリの<br>中和施設               | 施設数               | —     | 5      | —     | 5      |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | —     | 1,647  | —     | 1,647  |
| 廃プラスチック類の<br>破砕施設                | 施設数               | —     | 23     | —     | 23     |
|                                  | t/日               | —     | 1,363  | —     | 1,363  |
| 廃プラスチック類の<br>焼却施設                | 施設数               | 1     | 7      | —     | 8      |
|                                  | t/日               | 7     | 3,864  | —     | 3,871  |
| 木くず又はがれき類の<br>破砕施設               | 施設数               | —     | 42     | —     | 42     |
|                                  | t/日               | —     | 27,180 | —     | 27,180 |
| 廃 PCB 等又は PCB 処理物<br>の分解施設       | 施設数               | —     | —      | —     | 0      |
|                                  | m <sup>3</sup> /日 | —     | —      | —     | 0      |
| 廃 PCB 等又は PCB 処理物<br>の洗浄施設又は分解施設 | 施設数               | —     | 0      | —     | 0      |
|                                  | t/日               | —     | 0      | —     | 0      |
| 産業廃棄物の焼却施設                       | 施設数               | 7     | 7      | —     | 14     |
|                                  | t/日               | 776   | 4,173  | —     | 4,949  |
| 合 計                              | 施設数               | 54    | 110    | 3     | 167    |

出典：「令和 4 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 4 年 8 月、川崎市）

#### （イ）関係法令等による基準等

##### a 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

本法律では、事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品・容器等の適正処理ができるようにすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

また、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な保管・運搬・処分についての規定や、運搬・処分の委託基準（産業廃棄物管理票交付義務等）、排出事業者の排出者責任、多量排出事業者の減量・処理に関する計画書の作成・報告等が規定されている。

##### b 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

**c 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」**

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

建設業を営む者の責務として、建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減、再生建設資材の使用に努めることが規定されている。

また、発注者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、再生建設資材の使用等による分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めることが規定されている。

**d 「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）**

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適正に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

要綱の中では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建設廃棄物については、分別解体等の実施、排出の抑制、処理の委託、運搬、再資源化等の実施、最終処分に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。また、対象建設工事については、元請業者による分別解体等の計画及び施工計画の作成、発注者又は自主施工者による分別解体等の計画等の届出を行うことが規定されている。

**e 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」**

本条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

事業者の責務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と同様の事項に加え、再生資源・再生品使用、長期の使用が可能な製品等や再利用及び再生利用の容易な製品等の開発や修理体制等の確保、不要になった製品等の再利用及び再生利用の可能な物の回収等に努めることが規定されている。

また、廃棄物の適正保管・適正処理等について、規定されている。

**f 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準**

「地域環境管理計画」では、産業廃棄物の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

## (2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

## (3) 予測・評価

本事業の工事中及び供用時において、以下に示す産業廃棄物による影響が考えられるため、その発生量又は排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

＜工事中＞

- ・工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法

＜供用時＞

- ・施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法

### ① 予測

#### (7) 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法、施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法とした。

#### (イ) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

#### (ウ) 予測時期

予測時期は、工事中については工事期間全体とし、供用時については事業活動等が定常の状態になる時期とした。

(I) 予測方法

a 工事中

(a) 建設工事に伴う産業廃棄物

建設工事に伴う産業廃棄物の発生量は、以下に示す予測式等により求める方法とした。

<建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）発生量の予測式>

・産業廃棄物（汚泥以外）発生量

＝計画建築物の延べ面積（約 63,500m<sup>2</sup>）×品目別原単位（表 5.4.2-3 参照）

表 5.4.2-3 建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）の品目別原単位

単位：kg/m<sup>2</sup>

| 構造   | 延べ面積                     | 品目別発生原単位 |          |                |          |          |      |     |     |        |     |       |
|------|--------------------------|----------|----------|----------------|----------|----------|------|-----|-----|--------|-----|-------|
|      |                          | 発生原単位    | コンクリートがら | アスファルトコンクリートがら | ガラス陶磁器くず | 廃プラスチック類 | 金属くず | 木くず | 紙くず | 廃石膏ボード | その他 | 混合廃棄物 |
| RC 造 | 10,000 m <sup>2</sup> 以上 | 48.2     | 14.4     | 1.8            | 2.5      | 3.1      | 2.7  | 4.8 | 1.6 | 4.3    | 6.6 | 6.1   |

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（2020年度データ）」（令和4年2月、（社）日本建設業連合会）

<建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥）発生量等の予測式>

[SMW※]

・汚泥の発生量＝平均壁厚さ×壁面積×汚泥発生率

[杭工事]

・汚泥の発生量＝（軸部掘削土量＋拡底部掘削土量）×本数

※SMW（Soil Mixing Wall）

土（Soil）とセメントスラリーを原位置で混合・攪拌（Mixing）し、地中に造成する壁体（Wall）のこと。

## (b) 資源化量

建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の資源化量は、以下の予測式により求める方法とした。また、処理・処分方法は、施工計画の内容から予測する方法とした。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の資源化率は、表 5.4.2-4 に示すとおりである。

＜種類別産業廃棄物の資源化等の予測式＞

$$\cdot \text{種類別資源化量} = \text{産業廃棄物発生量} \times \text{種類別資源化率}$$

表 5.4.2-4 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の資源化率

| 種 類      |          | 資源化率 | 出 典 |
|----------|----------|------|-----|
| がれき類     | コンクリートがら | 99%  | ①   |
|          | アスコンがら   | 99%  |     |
| ガラス陶磁器くず |          | 86%  | ②   |
| 廃プラスチック類 |          | 88%  |     |
| 金属くず     |          | 100% |     |
| 木くず      |          | 99%  |     |
| 紙くず      |          | 99%  |     |
| 廃石膏ボード   |          | 65%  | ③   |
| その他      |          | 99%  | ②   |
| 混合廃棄物    |          | 80%  |     |
| 汚 泥      |          | 100% |     |

出典：①「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）の2024達成基準

②工事業者によるリサイクル率実績（2020年度）

③「廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題」（環境省ホームページ）の再資源化率の中間値

b 供用時

産業廃棄物の排出原単位の内容は、表 5.4.2-5 に示すとおりである（詳細は、資料編 p.資 6-5 参照）。

商業施設から発生する産業廃棄物の排出原単位は、既存資料による用途ごとの産業廃棄物の種類別・延べ面積当たりの排出原単位に商業施設の延べ面積を乗じて求めた。

表 5.4.2-5 商業施設から発生する産業廃棄物の排出原単位

単位：g/m<sup>2</sup>・日

| 種 類      | 種類別・延べ面積当たりの排出原単位 |
|----------|-------------------|
| 廃プラスチック類 | 5.6               |
| ゴムくず     | 0.3               |
| ガラスくず    | 1.6               |
| 金属くず     | 2.7               |
| 石・陶磁器くず  | 0.1               |
| その他不燃物   | 0.6               |

出典：「事業系一般廃棄物性状調査(その 8)」(平成 5 年度東京都清掃研究所研究報告 平成 6 年 12 月、杉山、田口、立藺、明松)  
「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」(東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室編) 平成 12 年 11 月、及川、三森、谷川)

(オ) 予測結果

a 工事中

建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法は、表 5.4.2-6 に示すとおりである（詳細は、資料編 p.資 6-2～4 参照）。

建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は、汚泥以外で約 3,041 t であり、このうち最も発生量が多いものはコンクリートがらで約 914 t と予測する。また、汚泥の発生量は約 15,263m<sup>3</sup> と予測する。また、産業廃棄物の資源化量の合計は、汚泥以外で約 2,804 t、汚泥は約 15,263m<sup>3</sup> と予測する。

これらの産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測する。

表 5.4.2-6 建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び  
主な処理・処分方法

| 種 類         |          |          | 発生量      | 資源化量      | 主な処理・処分方法                           |
|-------------|----------|----------|----------|-----------|-------------------------------------|
| 汚泥以外<br>(t) | がれき類     | コンクリートがら | 約 914    | 約 905     | 特定建設資材廃棄物として資源化（骨材等）                |
|             |          | アスコンがら   | 約 114    | 約 113     | 特定建設資材廃棄物として資源化（路盤材等）               |
|             | ガラス陶磁器くず |          | 約 159    | 約 137     | 資源化（原材料等）または安定型処分場に埋立               |
|             | 廃プラスチック類 |          | 約 197    | 約 173     | 資源化（原材料等）または安定型処分場に埋立               |
|             | 金属くず     |          | 約 171    | 約 171     | 資源化（原材料等）                           |
|             | 木くず      |          | 約 305    | 約 302     | 特定建設資材廃棄物として資源化（チップ化して原材料・燃料等）      |
|             | 紙くず      |          | 約 102    | 約 101     | 資源化（原材料等）                           |
|             | 廃石膏ボード   |          | 約 273    | 約 177     | 資源化（原材料等）                           |
|             | その他      |          | 約 419    | 約 415     | 中間処理施設に搬出、資源化を極力図り、資源化できなかったものは最終処分 |
|             | 混合廃棄物    |          | 約 387    | 約 310     | 中間処理施設に搬出、資源化を極力図り、資源化できなかったものは最終処分 |
|             | 合 計      |          | 約 3,041  | 約 2,804   | —                                   |
| 汚 泥 (m³)    |          | 約 15,263 | 約 15,263 | 資源化（原材料等） |                                     |

**b 供用時**

供用時に排出される産業廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法は、表 5.4.2-7 に示すとおりである。

供用時に商業施設から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 121kg/日で、その内、最も多いものは廃プラスチック類で約 62kg/日と予測する。

これらの産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測する。

**表 5.4.2-7 商業施設から排出される産業廃棄物の種類、発生量及び主な処理・処分方法**

| 種 類      | 種類別・延べ面積当たりの排出原単位<br>(g/m <sup>2</sup> ・日)<br>① | 計画<br>延べ面積<br>(m <sup>2</sup> )<br>② | 発生量<br>(kg/日)<br>①×②/10 <sup>3</sup> | 主な処理・処分方法                 |
|----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 廃プラスチック類 | 5.6                                             | 約 11,000                             | 約 62                                 | 資源化(原材料・燃料等)              |
| ゴムくず     | 0.3                                             |                                      | 約 3                                  | 資源化(原材料等)                 |
| ガラスくず    | 1.6                                             |                                      | 約 18                                 | 再利用・資源化(原材料等)             |
| 金属くず     | 2.7                                             |                                      | 約 30                                 | 資源化(原材料等)                 |
| 石・陶磁器くず  | 0.1                                             |                                      | 約 1                                  | 再利用・資源化(原材料等)             |
| その他不燃物   | 0.6                                             |                                      | 約 7                                  | 中間処理施設に搬出、資源化を極力図り、一部埋立処分 |
| 合 計      | —                                               | —                                    | 約 121                                | —                         |

## ② 環境保全のための措置

本事業の工事中においては、工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。
- ・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正に収集・運搬及び処分する。

また、本事業の供用時においては、産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・各テナントに対し、廃棄物保管施設における掲示物等による啓発により廃棄物の分別・減量化・資源化を促す。
- ・供用時の産業廃棄物については、計画建築物の地下 1 階に廃棄物保管施設を設け、取り扱う廃棄物の種類に応じ、各テナント毎に、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り資源化を図り、資源化が困難な廃棄物については、適正に処理・処分する。

## ③ 評 価

建設工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は、汚泥以外で約 3,041 t であり、このうち最も発生量が多いものはコンクリートがらで約 914 t と予測した。また、汚泥の発生量は約 15,263m<sup>3</sup> と予測した。また、産業廃棄物の資源化量の合計は、汚泥以外で約 2,804 t、汚泥は約 15,263m<sup>3</sup> と予測した。

これらの産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測した。

本事業の工事中においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

供用時に商業施設から排出される 1 日あたりの排出量の合計は約 121kg/日で、その内、最も多いものは廃プラスチック類で約 62kg/日と予測した。

これらの産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託する計画であることから、適正に処理・処分されると予測した。

本事業の供用時においては、各テナントに対し廃棄物保管施設における掲示物等による啓発により廃棄物の分別・減量化・資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、資源の循環が図られるとともに、生活環境の保全に支障がないものと評価する。

### 5.4.3 建設発生土

環境影響評価の対象は、工事中の工事の影響に伴い発生する建設発生土による影響とした。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画地周辺地域の建設発生土の状況等を把握し、工事中における建設発生土による影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (7) 建設発生土の状況
- (1) 関係法令等による基準等

##### イ 調査地域・調査地点

計画地周辺地域とした。

##### ウ 調査期間・調査時期

調査時期は、既存資料における最新年度とした。

##### エ 調査方法

###### (7) 建設発生土の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通省）等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺地域の建設発生土の状況を把握した。

###### (1) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

## オ 調査結果

### (7) 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 5.4.3-1 に示すとおりである。

建設発生土の場外排出量の合計は 3,098.0 千 m<sup>3</sup>/年であり、内、有効利用量が 2,603.5 千 m<sup>3</sup>/年、その他が 494.5 千 m<sup>3</sup>/年であった。

表 5.4.3-1 神奈川県における建設発生土の排出状況（平成 30 年度）

単位：千 m<sup>3</sup>/年

| 工事区分   |         | 場外排出量   | 有効利用量   |               | その他   |
|--------|---------|---------|---------|---------------|-------|
|        |         |         |         | 公共工事等<br>での利用 |       |
| 土木工事   | 公共      | 1,759.0 | 1,646.7 | 105.0         | 112.3 |
|        | 民間      | 363.1   | 315.4   | 192.1         | 47.7  |
| 建築工事   | 新築・増築工事 | 971.8   | 638.3   | 0.4           | 333.5 |
|        | 解体工事    | 2.1     | 2.0     | 0.1           | 0.1   |
|        | 修繕工事    | 2.0     | 1.1     | 0.0           | 0.9   |
| 建設工事合計 |         | 3,098.0 | 2,603.5 | 297.6         | 494.5 |

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通省）

### (イ) 関係法令等による基準等

#### a 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律の目的や事業者等（工事発注者を含む）の責務は、「5.4.1 一般廃棄物」に示したとおりである（p.300 参照）。

なお、建設発生土は再生資源としての利用促進が特に必要な建設副産物であるとの観点から、本法律の規定に基づき、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」が定められている。

#### b 「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）

本要綱の目的は、「5.4.2 産業廃棄物」に示したとおりである（p.310 参照）。

本要綱では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建設発生土については、排出の抑制及び工事間の利用の促進、工事現場等における分別及び保管、運搬、受入地での埋め立て及び盛土に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。

**c 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」**

本条例は、土砂の搬出、搬入、埋め立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としている。

建設工事またはストックヤードの区域から 500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出にかかる処理計画書を作成し、知事に届け出ることが規定されている。また、埋め立て、盛土その他土地への土砂の堆積を行う面積が 2,000m<sup>2</sup>以上の場合、知事の許可が必要となっている。

**d 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準**

「地域環境管理計画」では、建設発生土の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

**(2) 環境保全目標**

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

**(3) 予測・評価**

本事業の工事中において、以下に示す建設発生土による影響が考えられるため、その発生量、場内利用量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

＜工事中＞

・造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法

**① 予測**

**(7) 予測項目**

予測項目は、造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法とした。

**(1) 予測地域**

予測地域は、計画地とした。

**(ウ) 予測時期**

予測時期は、工事期間全体とした。

**(I) 予測方法**

建設発生土の発生量及び場内利用量は、施工計画の内容から、掘削、切土工事等に伴う発生量と計画地内で利用する量を予測する方法とした。

建設発生土の処理・処分方法は、施工計画の内容から予測する方法とした。

#### (オ) 予測結果

造成工事等に伴う建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法は、表 5.4.3-2 に示すとおりである（詳細は、資料編 p.資 6-6 参照）。

造成工事等に伴う建設発生土の発生量は約 64,811m<sup>3</sup>、計画地での場内利用が困難であるため場内利用量は 0m<sup>3</sup>、場外搬出量は約 64,811m<sup>3</sup>と予測する。

これらの建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）等に基づき、処分地を指定して処理・処分することから、適正に処理・処分されると予測する。

表 5.4.3-2 建設発生土の発生量・場内利用量・搬出量及び処理・処分方法

| 項目    | 建設発生土の<br>発生量<br>①     | 場内利用量<br>(埋戻土量)<br>② | 場外搬出量<br>①-②           | 処理・処分方法                        |
|-------|------------------------|----------------------|------------------------|--------------------------------|
| 建設発生土 | 約 64,811m <sup>3</sup> | 0 m <sup>3</sup>     | 約 64,811m <sup>3</sup> | 搬出する建設発生土は、処分地を指定して適正に処理・処分する。 |

#### ② 環境保全のための措置

本事業の工事においては、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・造成工事等に伴う建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分する。
- ・工事の進捗に応じ、計画地内での再利用が可能と判断した場合には、可能な限り場内利用する。
- ・他の工事現場で再利用が可能と判断した場合には、可能な限り工事間利用する。
- ・建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、必要に応じて散水及び清掃を適切に実施する。
- ・建設発生土の搬出時においては、必要に応じて車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。

#### ③ 評価

造成工事等に伴う建設発生土の発生量は約 64,811m<sup>3</sup>、場内利用量は 0m<sup>3</sup>、場外搬出量は約 64,811m<sup>3</sup>と予測した。これらの建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）等に基づき、処分地を指定して処理・処分することから、適正に処理・処分されると予測した。

本事業の工事中においては、工事の進捗に応じ、計画地内や他の工事現場で再利用が可能と判断した場合には、可能な限り再利用するなどの環境の保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、資源の循環が図られるとともに、生活環境の保全に支障はないものと評価する。



## 5.5 緑

### 5.5.1 緑の質

### 5.5.2 緑の量



## 5.5 緑

### 5.5.1 緑の質

環境影響評価の対象は、本事業の実施に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量とした。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画地及びその周辺地域における植生の状況等を把握し、緑化計画における植栽予定樹種の環境適合性等について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

なお、計画地の植栽土壌は全て客土を使用する計画としたため、植栽土壌（土壌の状況）については調査項目として選定しない。

- (ア) 現存植生状況及び生育状況
- (イ) 周辺地域の生育木
- (ウ) 植栽予定樹種
- (エ) 潜在自然植生
- (オ) 生育環境
- (カ) 土地利用の状況
- (キ) 関係法令等による基準等

##### イ 調査地域・調査地点

###### (ア) 現存植生状況及び生育状況

調査地点は、図 5.5.1-1 に示すとおり、計画地とした。

###### (イ) 周辺地域の生育木

調査地点は、図 5.5.1-1 に示すとおり、計画地周辺地域の 8 ヶ所の公園等（計画地と同様な立地環境特性と考えられる公園等）とした。

###### (ウ) 植栽予定樹種

計画地内とした。

###### (エ) 潜在自然植生

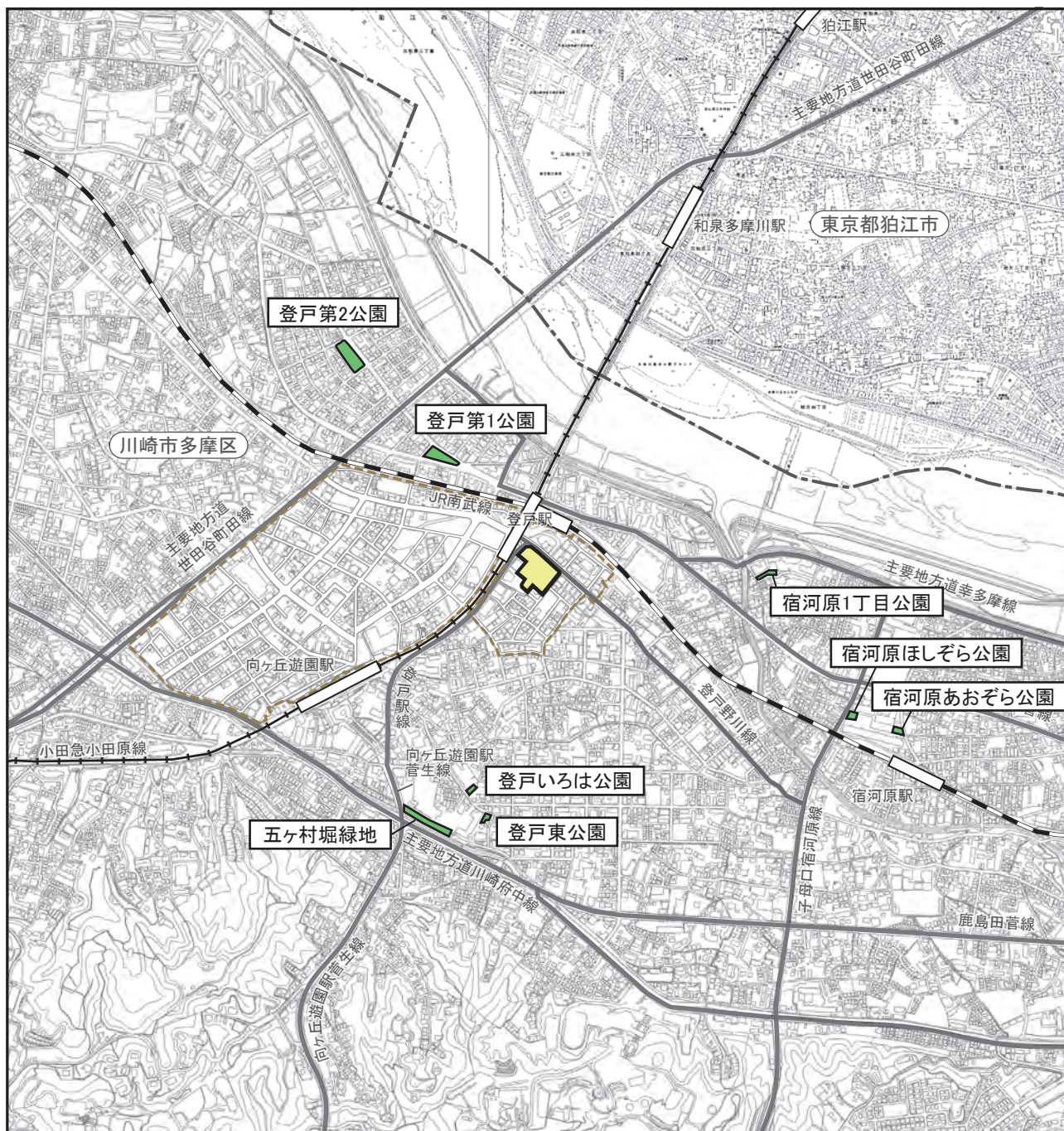
計画地及びその周辺地域とした。

###### (オ) 生育状況

計画地及びその周辺地域とした。

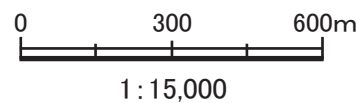
###### (カ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。



# 凡 例

- |                                                                                               |                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  : 計画地     |  : 登戸土地区画整理事業      |
|  : 都県界     |  : 現存植生状況調査地点(計画地) |
|  : 主な道路    |  : 周辺地域の生育木調査地点    |
|  : 鉄道(JR線) |                                                                                                       |
|  : 鉄道(私鉄)  |                                                                                                       |



出典:「川崎市公園・緑地等位置図(令和3年度版)」  
(令和4年1月、川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

図5.5.1-1 生育状況調査地点図

## ウ 調査期間・調査時期

### (7) 現存植生状況及び生育状況

現地踏査は以下のとおりとした。

令和3年9月8日（水）

### (4) 周辺地域の生育木

調査日は以下のとおりとした。

令和3年9月8日（水）～9月10日（金）

## エ 調査方法

### (7) 現存植生状況及び生育状況

計画地内の立ち入りが不可であったため、生育状況については現地調査を実施しない。

現存植生状況については、航空写真からの判読及び計画地外からの現地踏査により、計画地の現存植生状況を把握する方法とした。

### (4) 周辺地域の生育木

計画地周辺の公園等に生育する樹木の生育状況を現地踏査により把握した。

樹木活力度は、表 5.5.1-1～3 に示す「造園施工管理 技術編（改訂 25 版）」（平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会）及び「自然環境アセスメント指針」（平成 2 年 1 月、社団法人環境情報科学センター）に基づき判定を行った。

表 5.5.1-1 樹木活力度調査の項目と評価基準

| 評価基準<br>評価項目                    | 1 良好、正常なもの             | 2 普通、正常に近いもの          | 3 悪化のかなり進んだもの    | 4 顕著に悪化しているもの             |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------|
| 1.樹勢                            | 生育旺盛なもの                | 多少影響はあるが<br>余り目立たない程度 | 異常が一目で分かる程度      | 生育劣弱で回復の見込みがないと<br>みられるもの |
| 2.樹形                            | 自然樹形を保つもの              | 一部に幾分のみだれはあるが、本来の形に近い | 自然樹形の崩壊がかなり進んだもの | 自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの      |
| 3.枝の伸長量                         | 正常                     | 幾分少ないが、それ程目立たない       | 枝は短小となり細かい       | 枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある      |
| 4.枝葉の密度                         | 正常、枝および葉の密度のバランスがとれている | 普通、1に比べやや劣る           | やや疎              | 枯枝が多く、葉の発生が少ない密度が著しく疎     |
| 5.葉形                            | 正常                     | 少しゆがみあり               | 変形が中程度           | 変形が著しい                    |
| 6.葉の大きさ                         | 正常                     | 幾分小さい                 | 中程度に小さい          | 著しく小さい                    |
| 7.葉色                            | 正常                     | やや異常                  | かなり異常            | 著しく異常                     |
| 8.ネクロシス<br>(壊死－細胞組織の崩壊)(一葉面による) | なし                     | わずかにある                | かなり多い            | 著しく多い                     |
| 9.開花状況                          | 開花良好                   | 幾分少なかった程度             | わずかに咲く程度         | 全く咲かない                    |

出典:「造園施工管理 技術編(改訂 25 版)」(平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会)

表 5.5.1-2 活力度指数の算定方法

| 単木の場合                                            | 特定樹種の場合                                                               |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| $Y = (\sum X_i) / n$                             | $\bar{Y} = (\sum Y_j) / m$                                            |
| Y : 樹木活動度指数<br>X <sub>i</sub> : 項目別指数<br>n : 項目数 | $\bar{Y}$ : 特定樹種の平均活力度指数<br>Y <sub>j</sub> : 樹木活力度指数<br>m : 特定樹種の調査本数 |

出典:「自然環境アセスメント指針」(平成2年1月、社団法人環境情報科学センター)

表 5.5.1-3 活力度指数の判定方法

| 判定 | A         | B         | C           | D           |
|----|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 指数 | 1.00～1.75 | 1.76～2.50 | 2.51～3.25   | 3.26～4.00   |
| 状態 | 良好、正常なもの  | 普通正常に近いもの | 悪化のかなり進んだもの | 顕著に悪化しているもの |

出典:「自然環境アセスメント指針」(平成2年1月、社団法人環境情報科学センター)

#### (ウ) 植栽予定樹種

本事業の緑化計画の内容を整理した。

#### (エ) 潜在自然植生

「神奈川県潜在自然植生」(1976年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)、「川崎市および周辺の植生」(1981年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の潜在自然植生を把握した。

#### (オ) 生育環境

「デジタル標高地形図(川崎市)」(平成30年5月、国土地理院)、「ゼンリン住宅地図 神奈川県川崎市多摩区」(令和4年1月、株式会社ゼンリン)等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の生育環境の状況を把握した。

#### (カ) 土地利用の状況

「土地利用現況図(多摩区) 平成27年度川崎市都市計画基礎調査」(平成31年3月、川崎市まちづくり局)等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の土地利用の状況を把握した。

#### (キ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」
- ・「川崎市緑の基本計画」
- ・「川崎市緑化指針」
- ・「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

## オ 調査結果

### (7) 現存植生状況及び生育状況

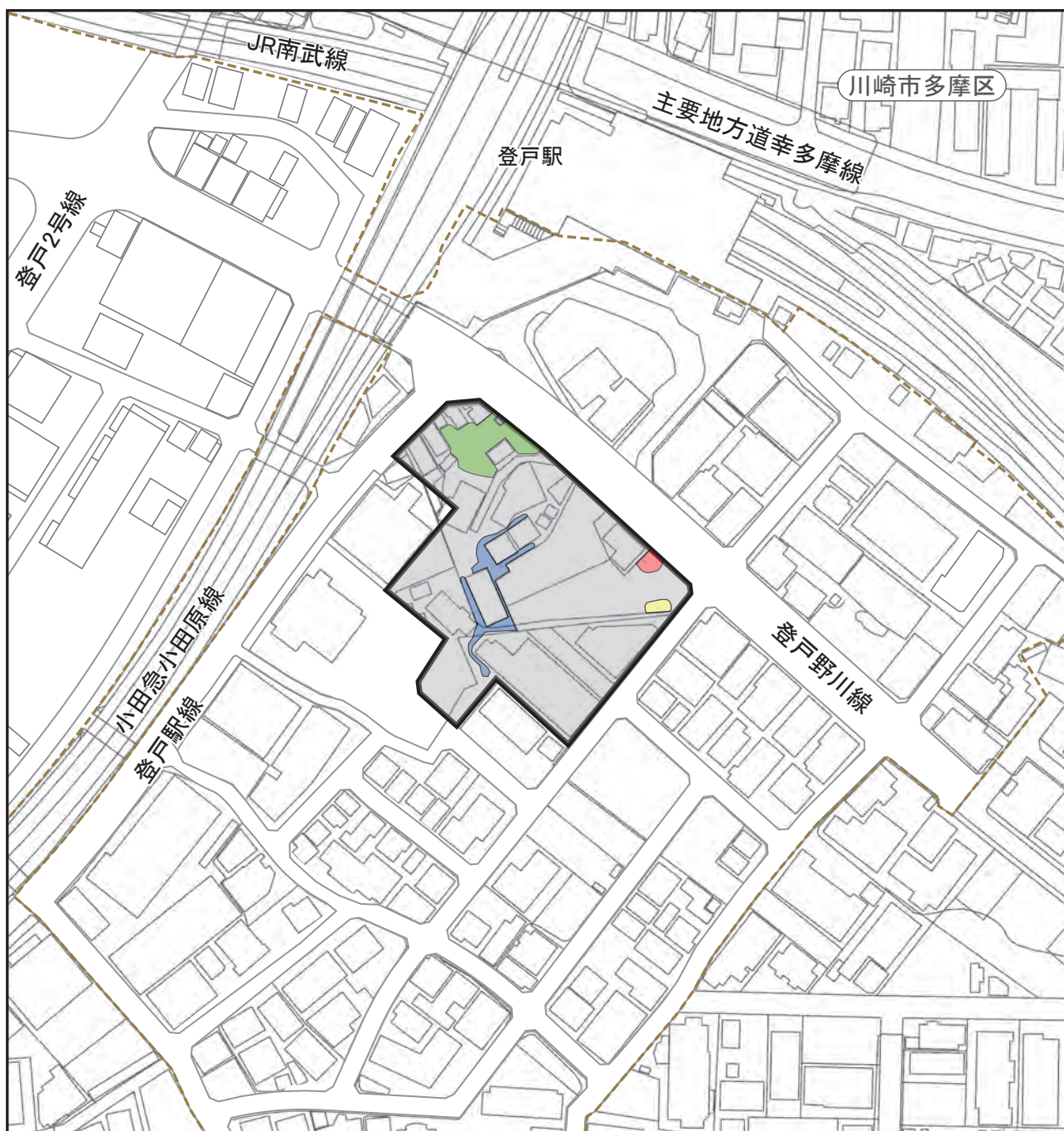
計画地の現況緑化地の分布は図 5.5.1-2 に、計画地の現況緑化地面積は表 5.5.1-4 に示すとおりである。

計画地の現況緑化地の面積は約 647m<sup>2</sup>であり、計画地全体の約 10.9%である。

表 5.5.1-4 計画地内の現存植生区分

| 植生区分      |              | 面積(m <sup>2</sup> ) | 比率(%)  |
|-----------|--------------|---------------------|--------|
| 現況<br>緑化地 | 高木植栽地(落葉広葉樹) | 約 254               | 約 4.3  |
|           | 高木植栽地(常緑広葉樹) | 約 327               | 約 5.5  |
|           | 高木植栽地(針葉樹)   | 約 35                | 約 0.6  |
|           | 中木植栽地(針葉樹)   | 約 31                | 約 0.5  |
|           | 緑化地計         | 約 647               | 約 10.9 |
| 市街地       |              | 約 5,302             | 約 89.1 |
| 計画地全体     |              | 約 5,950             | 100.0  |

注) 緑化地部分の面積については小数点以下を切り捨てとしたため、緑化地と市街地の面積の合計は計画地全体の面積と合わない。



凡 例

: 計画地       : 登戸土地区画整理事業

植生凡例

: 高木植栽地(落葉広葉樹)  
 : 高木植栽地(常緑広葉樹)  
 : 高木植栽地(針葉樹)  
 : 中木植栽地(針葉樹)  
 : 市街地



0      40      80m  
 1:2,000

図5.5.1-2 現存植生図(計画地)

#### (4) 周辺地域の生育木

周辺地域における樹木活力度調査結果は、表 5.5.1-5 に示すとおりである（地点別の樹木活力度調査結果は、資料編 p.資 7-1～11 参照）。

確認された樹木は 20 目 30 科 57 種であり、本数が多かった種は、オオムラサキ、マテバシイ、サツキ、ハナミズキ、ソメイヨシノ等であった。

樹木別の平均活力度は、「B（普通、正常に近いもの）」と判定された種が 40 種と最も多く、「A（良好、正常のもの）」が 10 種、「C（悪化のかなり進んだもの）」が 16 種、「D（顕著に悪化しているもの）」が 2 種確認された※。

※地点により活力度が異なる場合があるため、A～D の樹種の合計は 57 種にはならない。

表 5.5.1-5 樹木活力度調査結果（周辺地域）

| No. | 目名      | 科名       | 種名        | 合計<br>本数<br>(本) | 1<br>宿河原<br>1丁目公園 |           | 2<br>宿河原<br>ほしぞら公園 |           | 3<br>宿河原<br>あおぞら公園 |           | 4<br>登戸東<br>公園 |           | 5<br>登戸いろは<br>公園 |           | 6<br>五ヶ村堀<br>緑地 |           | 7<br>登戸第1<br>公園 |           | 8<br>登戸第2<br>公園 |           |
|-----|---------|----------|-----------|-----------------|-------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|----------------|-----------|------------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
|     |         |          |           |                 | 本数<br>(本)         | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)          | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)          | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)      | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)        | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)       | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)       | 平均<br>活力度 | 本数<br>(本)       | 平均<br>活力度 |
| 1   | マツ目     | マツ科      | ヒマラヤスギ    | 4               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 4               | A         |
| 2   | ヒノキ目    | ヒノキ科     | サウラ       | 4               |                   |           |                    |           |                    |           | 4              | B         |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 3   |         | イチイ科     | イヌガヤ      | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | A         |
| 4   | モクレン目   | モクレン科    | コブシ       | 5               | 1                 | B         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 4               | B         |                 |           |                 |           |
| 5   | クスノキ目   | クスノキ科    | クスノキ      | 13              | 2                 | B         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 11              | B         |                 |           |                 |           |
| 6   |         |          | グツケイジュ    | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | B         |
| 7   | ヤシ目     | ヤシ科      | シュロ       | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           | 1               | B         |                 |           |
| 8   | ユキノシタ目  | ユズリハ科    | ヒメユズリハ    | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           | 1                | B         |                 |           |                 |           |                 |           |
| 9   | マメ目     | マメ科      | イヌエンジュ    | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 2               | B         |
| 10  |         |          | フジ        | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 2               | A         |                 |           |                 |           |
| 11  | バラ目     | ニレ科      | ケヤキ       | 4               | 1                 | B         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 3               | A         |
| 12  |         | アサ科      | ムクノキ      | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | B         |
| 13  |         |          | エノキ       | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | C         |
| 14  |         | バラ科      | シダレザクラ    | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | B         | 1               | C         |                 |           |
| 15  |         |          | ヤマザクラ     | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           | 1               | B         |                 |           |
| 16  |         |          | サトザクラ     | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | C         |                 |           |                 |           |
| 17  |         |          | ソメイヨシノ    | 21              | 4                 | C         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           | 9               | B         | 8               | C         |
| 18  |         |          | ヒメリンゴ     | 1               |                   |           |                    |           |                    |           | 1              | C         |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 19  |         |          | ベニカナメモチ   | 9               | 3                 | B         | 5                  | B         | 1                  | B         |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | C         |
| 20  |         |          | モモ        | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 21  |         |          | ハナモモ      | 4               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 4               | B         |                 |           |                 |           |
| 22  |         |          | カリン       | 4               |                   |           | 4                  | C         |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 23  |         |          | マルバシャリンバイ | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | A         |
| 24  |         |          | コデマリ      | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | B         |
| 25  |         |          | ユキヤナギ     | 7               | 1                 | B         |                    |           |                    |           | 2              | B         |                  |           | 2               | B         |                 |           | 2               | B         |
| 26  |         |          | セイヨウバラ    | 1               |                   |           |                    |           |                    |           | 1              | B         |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 27  | ブナ目     | ブナ科      | スダジイ      | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 2               | A         |
| 28  |         |          | マテバシイ     | 30              | 2                 | C         |                    |           |                    |           | 7              | B         |                  |           |                 |           | 8               | B         | 13              | B         |
| 29  |         |          | シラカシ      | 14              |                   |           |                    |           | 9                  | B         | 5              | B         |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 30  |         | ヤマモモ科    | ヤマモモ      | 4               | 2                 | B         |                    |           |                    |           | 2              | B         |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 31  | ニシキギ目   | ニシキギ科    | ニシキギ      | 5               |                   |           | 5                  | C         |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 32  | キントラノオ目 | ヤナギ科     | ヤマナラシ     | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 2               | B         |
| 33  | フトモモ目   | ミズハギ科    | サルスベリ     | 8               | 1                 | B         | 3                  | B         |                    |           |                |           | 1                | B         | 3               | B         |                 |           |                 |           |
| 34  |         | フトモモ科    | フレイジョア    | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | A         |                 |           |                 |           |
| 35  | ムクロジ目   | ムクロジ科    | イロハモミジ    | 5               | 1                 | C         |                    |           |                    |           |                |           | 4                | B         |                 |           |                 |           |                 |           |
| 36  | アオイ目    | アオイ科     | ムクゲ       | 3               | 1                 | B         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 2               | B         |                 |           |                 |           |
| 37  | ミズキ目    | ミズキ科     | ハナミズキ     | 23              |                   |           |                    |           |                    |           | 1              | A         |                  |           | 15              | C         | 4               | B         | 3               | B         |
| 38  |         | アジサイ科    | アジサイ      | 8               |                   |           |                    |           |                    |           | 5              | B         |                  |           |                 |           | 1               | B         | 2               | B         |
| 39  |         |          | ガクアジサイ    | 5               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 2               | B         |                 |           | 3               | B         |
| 40  | ツツジ目    | サカキ科     | モッコク      | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | D         |
| 41  |         | ツバキ科     | カンツバキ     | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 2               | A         |                 |           |                 |           |
| 42  |         | エゴノキ科    | エゴノキ      | 6               |                   |           |                    |           |                    |           | 1              | B         |                  |           | 5               | B         |                 |           |                 |           |
| 43  |         | ツツジ科     | ドウダンツツジ   | 3               | 2                 | B         |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | C         |                 |           |                 |           |
| 44  |         |          | サツキ       | 26              | 1                 | B         | 13                 | C         |                    |           | 2              | B         | 1                | B         | 9               | C         |                 |           |                 |           |
| 45  |         |          | オオムラサキ    | 38              | 3                 | B         | 14                 | C         |                    |           | 6              | B         | 1                | B         | 8               | B         |                 |           | 6               | B         |
| 46  |         |          | セイヨウシャクナゲ | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | C         |                 |           |                 |           |
| 47  | リンドウ目   | アカネ科     | クチナシ      | 2               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 2               | B         |
| 48  |         |          | コクチナシ     | 1               |                   |           |                    |           | 1                  | B         |                |           |                  |           |                 |           |                 |           |                 |           |
| 49  |         | キョウチクトウ科 | キョウチクトウ   | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | A         |
| 50  | シソ目     | モクセイ科    | レンギョウ     | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | B         |                 |           |                 |           |
| 51  |         |          | ネズミモチ     | 5               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 5               | B         |
| 52  |         |          | トウネズミモチ   | 5               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 5               | B         |
| 53  |         |          | ヒイラギモクセイ  | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 1               | B         |                 |           |                 |           |
| 54  |         |          | キンモクセイ    | 11              | 4                 | B         | 5                  | B         |                    |           |                |           |                  |           | 2               | B         |                 |           |                 |           |
| 55  | モチノキ目   | モチノキ科    | ソヨゴ       | 3               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           | 3               | B         |                 |           |                 |           |
| 56  |         |          | クロガネモチ    | 15              |                   |           | 3                  | B、C       |                    |           |                |           |                  |           | 12              | B         |                 |           |                 |           |
| 57  | マツムシツウ目 | ガマズミ科    | サンゴジュ     | 1               |                   |           |                    |           |                    |           |                |           |                  |           |                 |           |                 |           | 1               | D         |
| 計   | 20目     | 30科      | 57種       | 327本            | 15種<br>29本        | —         | 8種<br>52本          | —         | 3種<br>11本          | —         | 12種<br>37本     | —         | 5種<br>8本         | —         | 23種<br>93本      | —         | 7種<br>25本       | —         | 25種<br>72本      | —         |

注）分類、配列などは、基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 2 年、国土交通省）

出典：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 2 年、国土交通省）

「日本の樹木」（1985 年、林弥栄、山と溪谷社）

(ウ) 植栽予定樹種

本事業の主な植栽予定樹種及び植栽予定本数等は、表 5.5.1-6 に示すとおりである。

表 5.5.1-6 主な植栽予定樹種及び植栽予定本数等

| 区 分 |       | 主な植栽予定樹種               | 植栽予定<br>本数等         | 樹高       |
|-----|-------|------------------------|---------------------|----------|
| 大景木 | 常緑広葉樹 | シラカシ、タブノキ              | 18 本                | 8.0m     |
| 高 木 | 常緑広葉樹 | シラカシ、サザンカ、ソヨゴ、ゲッケイジュ   | 48 本                | 3.0～8.0m |
| 中 木 | 常緑広葉樹 | ジンチョウゲ、シャリンバイ、ナンテン、アセビ | 50 本                | 1.5～3.0m |
| 低 木 | 常緑広葉樹 | シャリンバイ、ヤブコウジ、フイリアオキ    | 150 本               | 0.3～1.5m |
| 地被類 |       | ヤブラン                   | 約 42 m <sup>2</sup> | —        |

注)「川崎市緑化指針」(令和 4 年 2 月一部改正)では、緑化樹木の標準規格について、以下の形状寸法以上の規格で計画するように定めている。

- ・大景木：樹高 6.0m 以上、目通周 0.4m 以上、葉張 2.5m 以上の高木
- ・高 木：樹高 3.0m 以上、目通周 0.18m 以上、葉張 0.8m 以上
- ・中 木：樹高 1.5m 以上 3.0m 未満、葉張 0.3m 以上
- ・低 木：樹高 0.3m 以上 1.5m 未満、葉張 0.3m 以上

## (I) 潜在自然植生

計画地周辺の潜在自然植生は、図 5.5.1-3 に示すとおりである。

「川崎市および周辺の植生」(1981 年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)によれば、計画地及び計画地周辺の潜在自然植生は、大部分が「シラカシ群集ケヤキ亜群集」に該当しており、平野部の一部には「ゴマギ-ハンノキ群集」もみられる。

「神奈川県内の潜在自然植生」(1976 年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)によると、計画地が位置する「シラカシ群集ケヤキ亜群集」の主な構成種として、表 5.5.1-7 に示す樹種があげられている。「川崎市および周辺の植生」では、「シラカシ群集ケヤキ亜群集」の標徴種及び区分種として、表 5.5.1-8 に示す種があげられている。また、「神奈川県の潜在自然植生」では、「シラカシ群集ケヤキ亜群集」の潜在自然植生構成種及び代償植生構成種として、表 5.5.1-9 に示す種があげられている。なお、計画地及びその周辺地域は、出典資料当時と概ね同様な土地利用がされているため、潜在的な自然植生に変化はないものと考えられる。

計画地周辺における樹木活力度調査結果をみると、潜在自然植生構成種のシラカシ、ケヤキ等が「A (良好、正常のもの)」、「B (普通、正常に近いもの)」と判定されていることから、潜在自然植生の構成種の資料は、植栽予定樹種の環境適合性の判定資料として適用できると考える。

表 5.5.1-7 シラカシ群集ケヤキ亜群集の主な構成種

| 構成種区分         | 種 名                                 |
|---------------|-------------------------------------|
| 群集標徴種*        | シラカシ                                |
| 亜群集区分種*       | ケヤキ、オクマワラビ、アカガシ、イヌガヤ、タブノキ、イロハモミジ    |
| 上級単位の標徴種及び区分種 | ヤブコウジ、ヤブラン、ジャノヒゲ、アオキ、ヤブツバキ、ヒサカキ、キヅタ |

注) ※標徴種とは、群集の特徴となる種をいう。区分種とは、群集をさらに下位の単位に区分するための種をいう。

出典：「神奈川県の潜在自然植生」(1976 年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)

表 5.5.1-8 シラカシ群集ケヤキ亜群集の標徴種及び区分種

| 区分        | 種 名                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 標徴種及び区分種* | シラカシ、ケヤキ、ナンテン、オクマワラビ、ドクダミ、スダジイ、タブノキ、ヤブニッケイ、ヒイラギ、モチノキ、ヤブツバキ、ネズミモチ、アオキ、テイカカズラ |

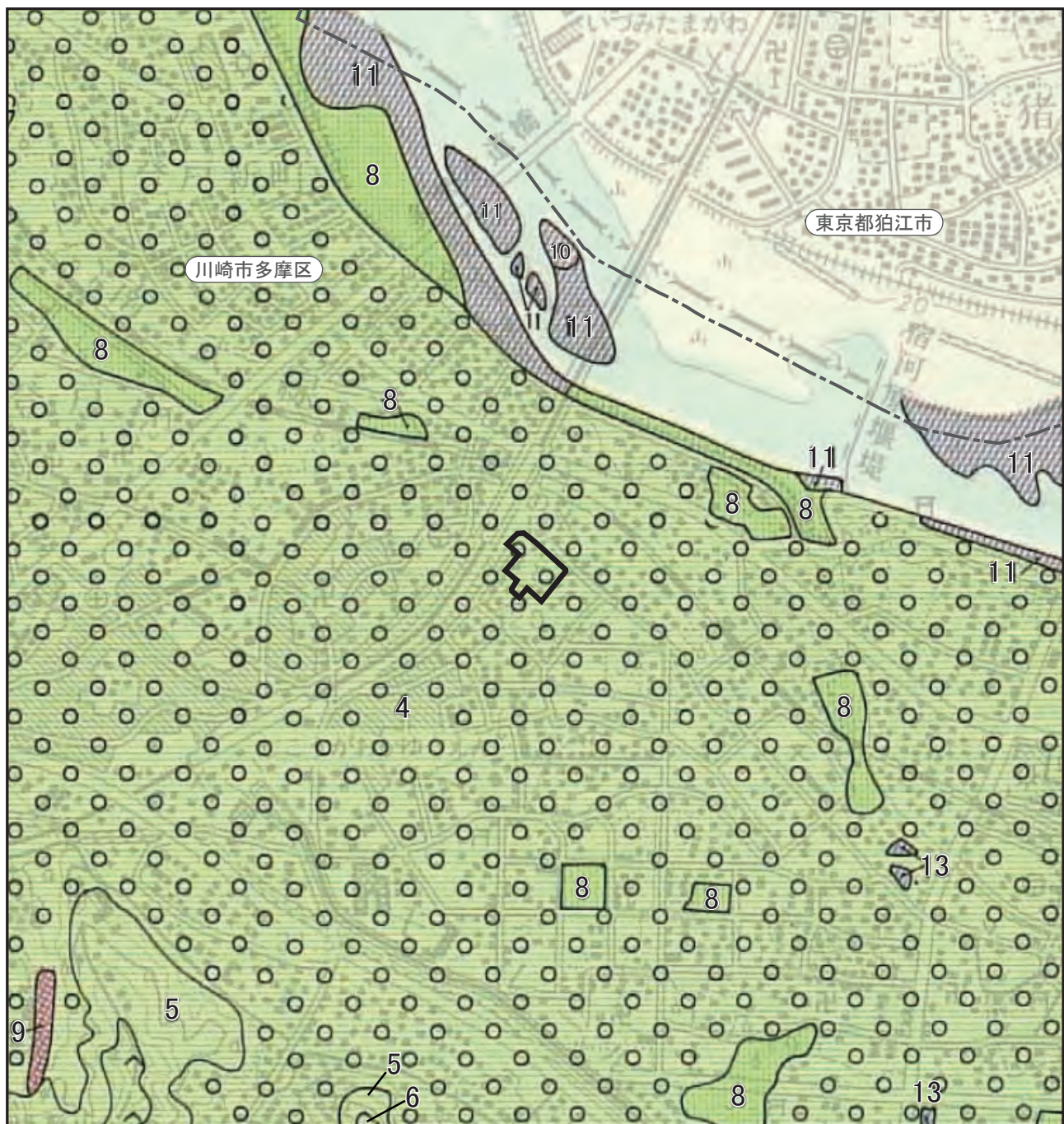
注) ※標徴種とは、群集の特徴となる種をいう。区分種とは、群集をさらに下位の単位に区分するための種をいう。

出典：「川崎市および周辺の植生」(1981 年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)

表 5.5.1-9 シラカシ群集ケヤキ亜群集の潜在自然植生構成種及び代償植生構成種

| 区分  | 潜在自然植生構成種                      | 代償植生構成種                      |
|-----|--------------------------------|------------------------------|
| 高木層 | シラカシ、タブノキ、ケヤキ                  | ケヤキ、エノキ、クヌギ、イヌシデ             |
| 低木層 | アオキ、ネズミモチ、イヌガヤ、イロハモミジ、チャノキ     | サンショウ、ヤマコウバシ、クロモジ、マユミ、ゴンズイ   |
| 草本層 | ツルマサキ、マンリョウ、オオバ<br>ジャノヒゲ、ジャノヒゲ | キンラン、ホウチャクソウ、ギンラン、イヌショウマ、エビネ |

出典：「神奈川県の潜在自然植生」(1976 年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)



凡 例



:計画地



:都県界



:シラカシ群集ケヤキ亜群集



:シラカシ群集典型亜群集



:シラカシ群集モミ亜群集



:ゴマギーハンノキ群集



:オニズゲーハンノキ群集



:イヌコリヤナギ群集他(ヤナギ低木林)



:オギーヨシ群団他(川辺草原植生)



:ウキクサクラス,ヒルムシロクラス  
(開放水域植物群落)

出典:「川崎市および周辺の植生」(1981年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)



0 200 400m

1:10,000

図5.5.1-3 潜在自然植生図

## (オ) 生育環境

### a 地形・地質等の状況

計画地及びその周辺地域の地形・地質の状況は、「第3章 3.1.2 地象の状況」(p.80～81)に示すとおりである。

計画地が位置する多摩区は北東部が多摩川低地、南西部が多摩丘陵となっている。計画地は低地に位置し、標高(T.P.)は約20m程度でほとんど高低差はない。北側には多摩川が流れ、南側は生田緑地等がある丘陵地となっている。

計画地及びその周辺地域の表層地質は、主に未固結堆積物(泥を主とする、砂を主とする)である。

### b 日照、潮風等の状況

日照に関連する既存建築物の状況は、「5.7.1 日照阻害(1) 現況調査 エ 調査結果(ウ) 既存建築物の状況」(p.391～392)に示すとおりである。

計画地周辺地域は住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が混在した市街地であり、計画地北側には登戸駅、西側には小田急小田原線の高架がみられる。計画地周辺地域には、高層建築物が点在しており、主な10階以上の高層建築物としては、北東側に10～13階建ての集合住宅が4棟、南西側に11～23階建ての集合住宅が5棟、西側に10～14階建ての集合住宅が3棟ある。

なお、計画地は内陸部に位置していることから、潮風の影響はないものとする。

## (カ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第3章 3.1.6 土地利用の状況」(p.87～91)に示すとおりである。

計画地には、店舗、事業所、住宅、駐車場等が立地し、緑としては植栽樹木がみられる程度である。計画地周辺地域は、登戸駅等の鉄道施設のほか、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体となった市街地が広がっている。市街地の緑は、街区公園や緑地、敷地内の植栽、街路樹、畑地等を中心に分布しており、計画地から少し離れた多摩川河川敷や生田緑地等にまとまった緑が広がっている。また、計画地及びその周辺地域の一部では、「登戸土地区画整理事業」により、都市計画道路や駅前広場、公園、区画道路等の整備が進められている。

(キ) 関係法令等による基準等

a 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」

本条例では、川崎市における緑の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、川崎市と市民及び事業者との協働により、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。

事業者の責務として、事業活動を行うに当たっては、緑の保全及び緑化の推進を図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参画し、協力しなければならないこと、事業活動によって緑が損なわれたときは、自らの責任と負担において緑化に努めなければならないことが規定されている。

b 「川崎市緑の基本計画」

本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備の方針」等に関する事項を示すとともに、川崎市の緑を取り巻く実状を勘案しながら必要な事項を定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を総合的に進めていくものである。

本計画では、川崎市における全ての緑の活動や施策の支えとなる基本理念を、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」と位置づけ、計画を支える基本的な視点、計画の推進により描く将来像、そして将来像の実現のために必要となる基本方針を定め、3つの基本施策、14のプロジェクトを設定し、具体的な施策を展開している。

本計画では、計画の実現性を確保するため、概ね 10 年間を計画期間とし、現在は 2018 年度から 2027 年度までの概ね 10 年間の計画期間において、施策展開を行う緑の総量の目標として「2027 年度末で市域面積の 30%以上に相当する施策の展開」、施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標として、「市民の緑の満足度を 50%以上」、「市民植樹運動による累計植樹本数を 150 万本以上」、「緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合を 90%以上」の数値目標を定め、進行管理を行っている。

c 「川崎市緑化指針」

本指針は、住宅や事業所など施設の設置目的や立地する周囲の環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与することを目的としている。

本指針は、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置にともなう緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドラインとして位置づけられ、＜総論編＞、＜計画・設計編＞、＜緑化協議編＞、＜公園協議編＞、＜施工編＞、＜維持管理編＞の 6 編により構成されており、緑化樹木の植栽標準や緑化協議の手順等が示されている。

d 「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」

計画地が位置する登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、都市の顔となる地区として、重点的な緑化を推進することが効果的な地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区、緑による良好な住環境の形成を図ることができる地区などの考え方のもと、「緑化推進重点地区」に指定されており、住民・事業者等が参加し考えた地区計画が策定され、街路樹の植栽や公園の再整備などとともに、民有地緑化の推進や緑化の普及啓発などの事業展開が図られている。

本計画では、基本理念として、「○多摩川や二ヶ領用水の水辺とサクラ並木などの多様な緑を活かし、来訪者をもてなすとともに、市民が安全に歩いて楽しい緑あふれるまちを創造します。○四季折々に花や緑と親しめる色彩豊かな環境を、未来に伝承し、発展させることを目指します。」を掲げ、3つの基本方針に基づき計画の推進を図っている。

本計画の基本方針を表 5.5.1-10 に、施策方針図を図 5.5.1-4 に示す。

表 5.5.1-10 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画の基本方針

| 基本方針                    | 主な内容                                                       |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|
| (1)まちの顔となる緑づくり          | 鉄道駅周辺や生田緑地等へのルート沿いは、まちの顔にふさわしい花と緑の魅力ある空間づくりを進めます。          |
| (2)多摩川・二ヶ領用水と花と緑のネットワーク | 多摩川や二ヶ領用水のサクラの魅力を最大限に活かし、地域の緑の資源と連携した取り組みを進めます。            |
| (3)賑わいある四季の里づくり         | 行政・市民・事業所が協力して、既存の緑を守り育て、花と緑と生き物で四季を感じられる地域(ふるさと)づくりを進めます。 |
| (4)緑の財産を未来に伝える人づくり      | 地域の緑環境を財産として守り、将来に伝え育んでいくための人づくりを進め、その輪を広げます。              |

出典：「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 緑化推進重点地区計画」（平成 23 年 3 月、川崎市）



出典：「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 緑化推進重点地区計画」(平成 23 年 3 月、川崎市)

図 5.5.1-4 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区施策方針図

#### e 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、緑の質の地域別環境保全水準として、「緑の適切な回復育成を図ること。」と定められている。

#### (2) 環境保全目標

環境保全目標は、周辺地域における緑の現況を踏まえ、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「緑の適切な回復育成を図ること。」と設定した。

### (3) 予測・評価

本事業の供用時において、緑の回復育成を図るため、以下に示す緑の質について予測及び評価を行った。

＜供用時＞

- ・植栽予定樹種の環境適合性
- ・植栽基盤の適否及び必要土壌量

#### ① 予 測

##### (7) 予測項目

予測項目は、植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量とした。

##### (イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

##### (ウ) 予測時期

予測時期は、工事の完了後一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とした。

##### (I) 予測方法

###### a 植栽予定樹種の環境適合性

予測方法は、現況調査結果及び緑化計画の内容から、「川崎市緑化指針」の緑化樹種や環境特性（耐風性、耐陰性、耐乾性）、潜在自然植生等を踏まえ、植栽予定樹種の環境適合性を予測する方法とした。

###### b 植栽基盤の適否及び必要土壌量

本事業の植栽土壌は、すべて客土及び人工土壌を用いることから、「川崎市緑化指針」等に基づき、樹木の種類や規格に応じた必要土壌厚を基に必要土壌量を予測する方法とした。

(オ) 予測結果

a 植栽予定樹種の環境適合性

主な植栽予定樹種の環境適合性は表 5.5.1-11(1)～(2)に、環境特性（耐風性、耐陰性、耐乾性）に留意する緑化範囲は、図 5.5.1-5(1)～(2)に示すとおりである。

本事業において選定した主な植栽予定樹種は、「川崎市緑化指針」の緑化樹木に挙げられており、計画地周辺の樹木活力度調査においても「A（良好、正常なもの）」、「B（普通、正常に近いもの）」に判定されている種や潜在自然植生構成種とされている種も含まれる。さらに、計画地内の計画建築物により風が強くなると考えられる場所には耐風性の種（シラカシ、タブノキ）を、日陰の影響を受けやすい場所には耐陰性の種を、屋上テラスには乾燥に強い耐乾性の種を、可能な限り植栽する計画である。

したがって、主な植栽予定の樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測する。

表 5.5.1-11(1) 主な植栽予定樹種の環境適合性(地上)

| 分類  |       | 主な植栽予定<br>樹種 | 樹木<br>活力度<br>調査<br>結果※1 | 川崎市緑化指針  |     |     |     | 潜在<br>自然<br>植生※3 |
|-----|-------|--------------|-------------------------|----------|-----|-----|-----|------------------|
|     |       |              |                         | 緑化<br>樹木 | 特性  |     |     |                  |
|     |       |              |                         |          | 耐風性 | 耐陰性 | 耐乾性 |                  |
| 大景木 | 常緑広葉樹 | シラカシ         | B                       | ○        | ○   | ○   |     | ○                |
|     |       | タブノキ         |                         | ○        | ○   | ○   |     | ○                |
| 高木  | 常緑広葉樹 | シラカシ         | B                       | ○        | ○   | ○   |     | ○                |
| 低木  | 常緑広葉樹 | シャリンバイ       | A※2                     | ○        |     | ○   | ○   |                  |
| 地被類 |       | ヤブラン         |                         | ○        |     |     |     | ○                |

※1 樹木活力度の調査結果は、以下の状態に基づき判定した結果を示す。

A: 良好、正常なもの B: 普通、正常に近いもの C: 悪化のかなり進んだもの D: 顕著に悪化しているもの

※2 シャリンバイは、マルバシャリンバイの樹木活力度調査結果の判定を用いた。

※3 「神奈川県における潜在自然植生」(1976 年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)におけるシラカシ群集ケヤキ亜群集の標徴種、区分種及び適性植栽種、「川崎市および周辺の植生」(1981 年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)におけるシラカシ群集ケヤキ亜群集の標徴種及び区分種を基に選定した。

表 5.5.1-11(2) 主な植栽予定樹種の環境適合性(屋上テラス)

| 分類 |           | 主な植栽予定<br>樹種 | 樹木<br>活力度<br>調査<br>結果※1 | 川崎市緑化指針  |     |     |     | 潜在<br>自然<br>植生※3 |
|----|-----------|--------------|-------------------------|----------|-----|-----|-----|------------------|
|    |           |              |                         | 緑化<br>樹木 | 特性  |     |     |                  |
|    |           |              |                         |          | 耐風性 | 耐陰性 | 耐乾性 |                  |
| 高木 | 常緑<br>広葉樹 | サザンカ         |                         | ○        |     | ○   | ○   |                  |
|    |           | ソヨゴ          | B                       |          |     |     |     |                  |
|    |           | ゲッケイジュ       | B                       | ○        |     | ○   | ○   |                  |
| 中木 | 常緑<br>広葉樹 | ジンチョウゲ       |                         | ○        |     | ○   |     |                  |
|    |           | シャリンバイ       | A※2                     | ○        |     | ○   | ○   |                  |
|    |           | ナンテン         |                         | ○        |     | ○   |     | ○                |
|    |           | アセビ          |                         | ○        |     | ○   |     |                  |
| 低木 | 常緑<br>広葉樹 | シャリンバイ       | A※2                     | ○        |     | ○   | ○   |                  |
|    |           | ヤブコウジ        |                         |          |     |     |     | ○                |
|    |           | フイリアオキ       |                         | ○※4      |     |     |     | ○※4              |

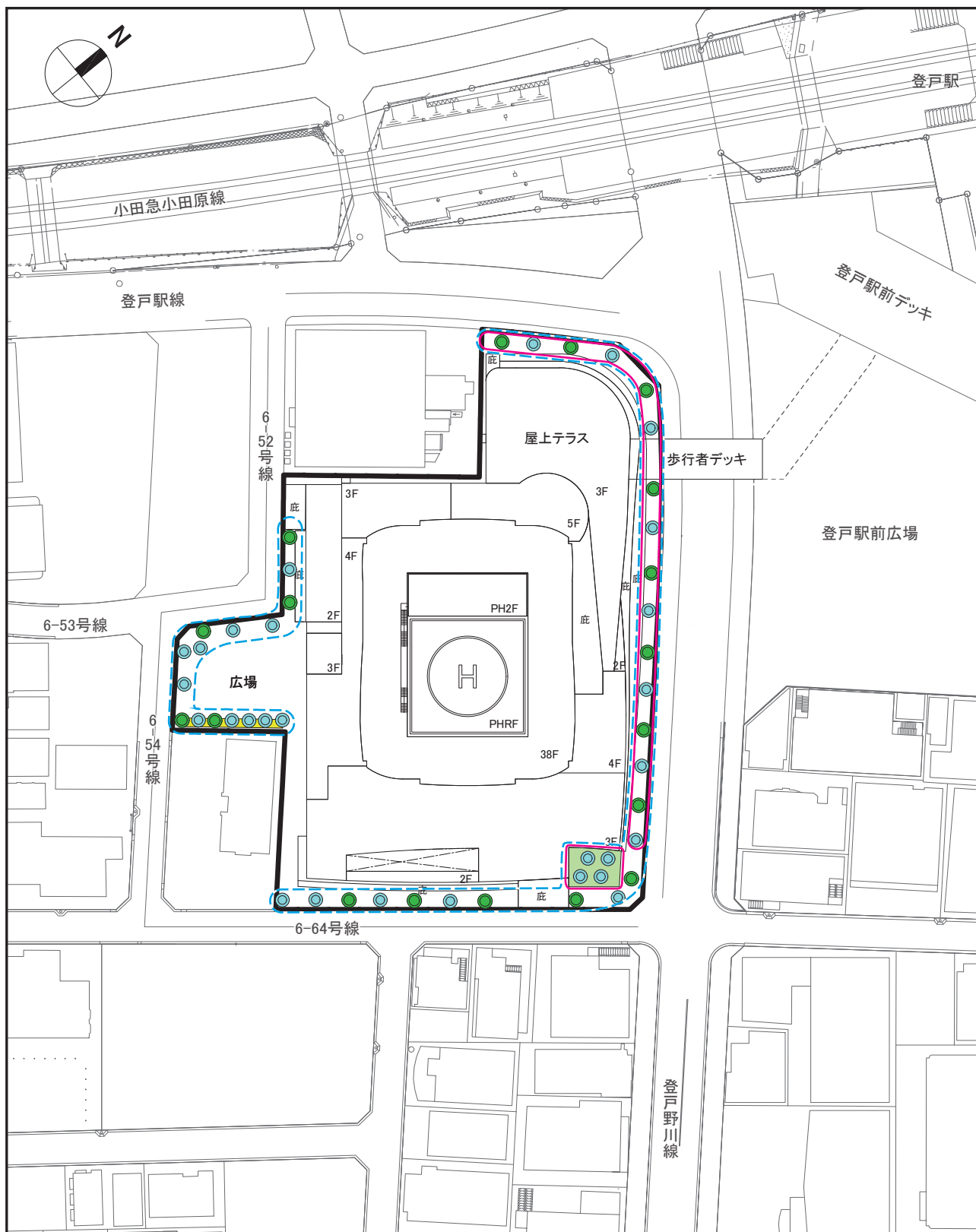
※1 樹木活力度の調査結果は、以下の状態に基づき判定した結果を示す。

A: 良好、正常なもの B: 普通、正常に近いもの C: 悪化のかなり進んだもの D: 顕著に悪化しているもの

※2 シャリンバイは、マルバシャリンバイの樹木活力度調査結果の判定を用いた。

※3 「神奈川県における潜在自然植生」(1976 年、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)におけるシラカシ群集ケヤキ亜群集の標徴種、区分種及び適性植栽種、「川崎市および周辺の植生」(1981 年、宮脇昭ほか、横浜植生学会)におけるシラカシ群集ケヤキ亜群集の標徴種及び区分種を基に選定した。

※4 フイリアオキは、川崎市緑化指針の緑化樹木及び潜在自然植生におけるアオキに該当するものとして取り扱った。



凡 例



: 計画地



: 大景木(常緑広葉樹)



: 高木(常緑広葉樹 高さ8m)



: 低木(常緑広葉樹)



: 地被類



: 耐風性に留意する必要がある  
緑化範囲



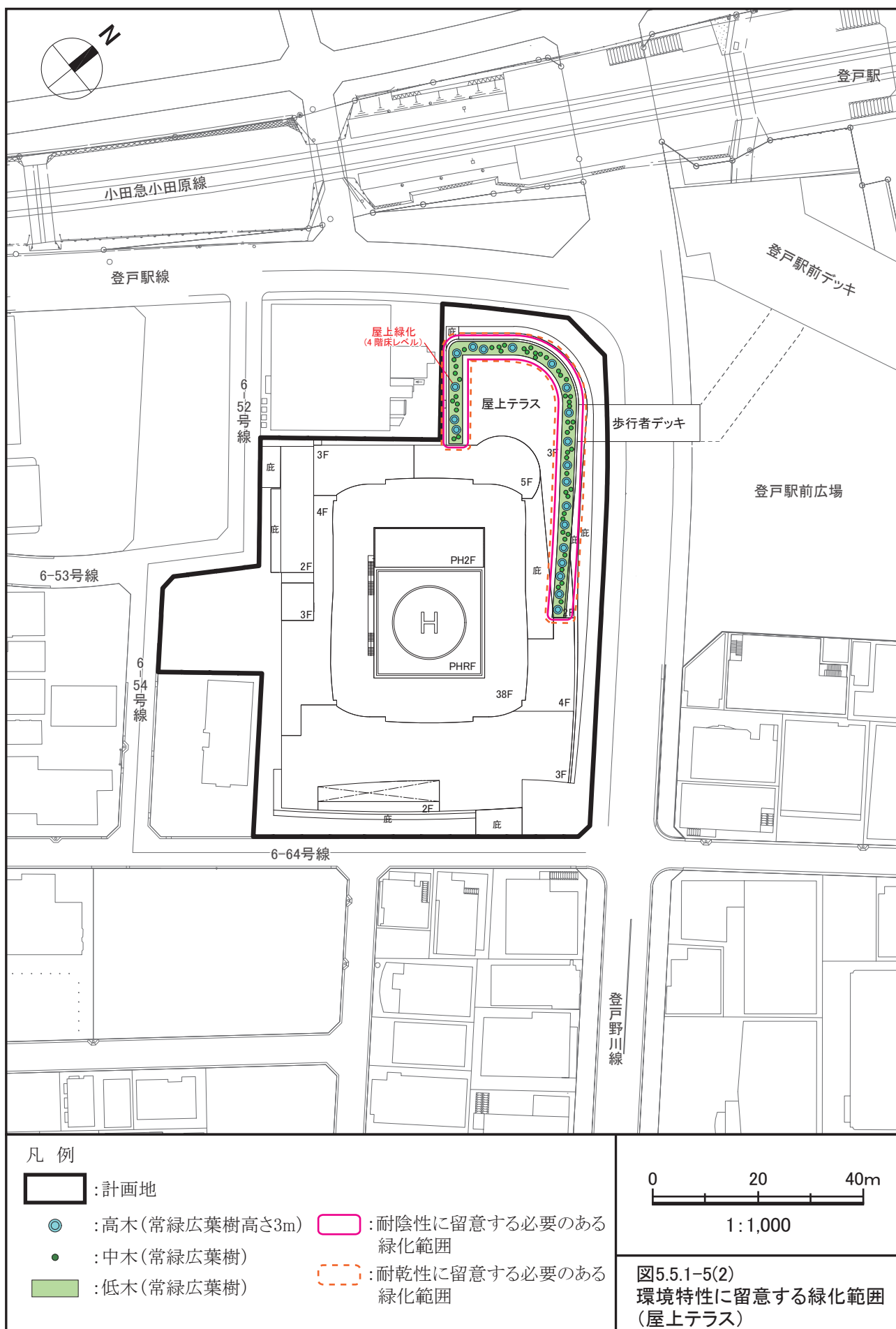
: 耐陰性に留意する必要がある  
緑化範囲

注) 地被類は、図中の広場内南東側並びに地上部の大景木及び高木(高さ8m)の根元部分  
(低木の植栽部分を除く)に植栽する(植栽面積約42m<sup>2</sup>)。

0 20 40m

1:1,000

図5.5.1-5(1)  
環境特性に留意する緑化範囲  
(地上)



**b 植栽基盤の適否及び必要土壌量**

本事業における植栽基盤の必要土壌量は、表 5.5.1-12～13 に示すとおり、地上が約 296m<sup>3</sup>、屋上テラスが約 215m<sup>3</sup> の合計約 511m<sup>3</sup> と予測する。

本事業の植栽土壌は、すべてを良質な客土及び人工土壌を用いて、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測する。

**表 5.5.1-12 植栽基盤の必要土壌量(地上)**

| 区 分       | 植栽予定本数<br>① | 面積<br>②              | 土壌厚<br>③ | 必要土壌量<br>①×②×③      |
|-----------|-------------|----------------------|----------|---------------------|
| 大景木（単独ます） | 18 本        | 約 4m <sup>2</sup> /本 | 1.5m     | 約 108m <sup>3</sup> |
| 高 木（単独ます） | 28 本        | 約 4m <sup>2</sup> /本 | 1.5m     | 約 168m <sup>3</sup> |
| 低 木       | —           | 約 32m <sup>2</sup>   | 0.6m     | 約 20m <sup>3</sup>  |

注) 1.単独ます（大景木・高木）の面積は、緑化計画を基に1本あたりの植穴面積（約2×2m）を設定した。  
 2.低木の面積は、植栽面積（約48m<sup>2</sup>）から高木の面積（約4m<sup>2</sup>×4本）を差し引いた面積を設定した。  
 3.土壌厚は「川崎市緑化指針」を参考に設定した。

**表 5.5.1-13 植栽基盤の必要土壌量(屋上テラス)**

| 区 分 | 植栽面積<br>①           | 土壌厚<br>② | 必要土壌量<br>①×②        |
|-----|---------------------|----------|---------------------|
| 高 木 | 約 215m <sup>2</sup> | 1.0m     | 約 215m <sup>3</sup> |
| 中 木 |                     |          |                     |
| 低 木 |                     |          |                     |

注) 土壌厚は、緑化計画を基に設定した。

## ② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、緑の回復育成の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」を踏まえ、計画地の敷地外周や屋上に緑化を施し、魅力ある緑の創出を図る。
- ・植栽予定樹種は、植栽場所の環境に応じて耐風性や耐陰性、耐乾性、地域の自然植生等を考慮し、一年を通じて緑が感じられ、花や実のなる樹種を選定する。
- ・植栽予定樹種は、大景木、高木、中木、低木、地被類を組み合わせ、駅前空間にふさわしい多様な緑の創出を図る。
- ・植栽基盤の整備にあたっては、樹木の生育に適した良質な客土及び人工土壌を用いる。
- ・樹木の健全な育成を図るため、年間維持管理計画を作成し、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草等を実施する。
- ・屋上緑化については、灌水設備等を設置するなどの措置を施し、植栽の良好な維持管理を行う。
- ・必要に応じて支柱等を施すなど、「川崎市緑化指針」に示される施工方法に準ずる植栽を施す。

## ③ 評 価

計画地における主な植栽予定樹種は、「川崎市緑化指針」の緑化樹木に挙げられており、計画地周辺の樹木活力度調査においても「A（良好、正常なもの）」、「B（普通、正常に近いもの）」に判定されている種や潜在自然植生構成種とされている種も含まれる。また、計画建築物により風が強くなると考えられる場所には耐風性の種（シラカシ、タブノキ等）を、日陰の影響を受けやすい場所には耐陰性の種を、屋上テラスには乾燥に強い耐乾性の種を、可能な限り植栽する計画であり、主な植生予定樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測した。

植栽基盤の必要土壌量は約 511m<sup>3</sup> と予測し、植栽土壌はすべて良質な客土及び人工土壌を用いて、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測した。

本事業の実施においては、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」等を踏まえ、計画地の敷地外周や屋上に緑化を施し、魅力ある緑の創出を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

## 5.5.2 緑の量

環境影響評価の対象は、供用時に伴う保全及び回復育成する緑の量（緑被の変化及び全体の緑の構成）とした。

### (1) 現況調査

#### ア 調査項目

計画地及びその周辺地域における緑被の状況等を把握し、緑被の変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 緑被の状況
- (イ) 緑化計画
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 関係法令等による基準等

#### イ 調査地域

##### (ア) 緑被の状況

計画地とした。

##### (イ) 緑化計画

計画地とした。

##### (ウ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。

#### ウ 調査期間・調査時期

##### (ア) 緑被の状況

「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 ウ 調査期間・調査時期 (ア) 現存植生状況及び生育状況」(p.325)と同様とした。

## エ 調査方法

### (7) 緑被の状況

現地踏査により、現存植生の状況を把握し、「川崎市環境影響評価等技術指針」で定められた平均緑度の算定方法に基づき、計画地内の平均緑度を算定する方法とした。

緑度の区分及び指数は表 5.5.2-1 に、平均緑度算定式は以下に示すとおりである。

表 5.5.2-1 緑度の区分及び指数

| 指数<br>(G) | 緑度の区分                        | 備 考                                                                |
|-----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 5         | すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地   | すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値をもつ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの |
| 4         | よく成育した植生地(二次林、植林、竹林)         | よく成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以上で、良好な植生状態が維持されているもの    |
| 3         | やや成育が進んだ植生地(二次林、伐採跡地、耕地、果樹園) | やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの      |
| 2         | 貧弱な植生地                       | 植生状態が貧弱な二次的植生地                                                     |
| 1         | 人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等          | 人工的な環境又は緑地が極めて少ない土地                                                |

#### 【平均緑度算定式】

$$\text{平均緑度 (L.G)} = \Sigma (G \times a) / A$$

G：緑度の区分による指数  
a：植生区分ごとの面積[m<sup>2</sup>]  
A：指定開発行為の面積[m<sup>2</sup>]

### (4) 緑化計画

本事業の緑化計画の内容を整理した。

### (5) 土地利用の状況

「土地利用現況図（多摩区）平成 27 年度川崎市都市計画基礎調査」（平成 31 年 3 月、川崎市まちづくり局）等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺地域の土地利用の状況を把握した。

### (I) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」
- ・「川崎市緑の基本計画」
- ・「川崎市緑化指針」
- ・「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準
- ・「川崎市環境影響評価等技術指針」

## オ 調査結果

### (7) 緑被の状況

現況において、計画地の約 89.1%が駐車場や構造物等の市街地となっており、緑としては部分的に植栽地がみられる程度である（計画地内の現存植生の状況は、「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (7) 現存植生状況及び生育状況」(p.327～328) 参照)。

計画地内の植生区分ごとの緑度指数及び面積は、表 5.5.2-2 に示すとおりであり、計画地全体の平均緑度は 1.22 である。

表 5.5.2-2 計画地内の緑被の状況

| 植生区分  | 緑度指数 (G) | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 比率 (%) |
|-------|----------|----------------------|--------|
| 植栽地   | 3        | 約 647                | 約 10.9 |
| 市街地   | 1        | 約 5,302              | 約 89.1 |
| 計画地全体 | —        | 約 5,950              | 100.0  |

注) 1. 植栽地部分の面積については小数点以下を切り捨てとしたため、植栽地と市街地の面積の合計は計画地全体の面積と合わない。

2. 平均緑度の算定は、以下のとおり。

$$\begin{aligned}\text{平均緑度 (L.G)} &= \Sigma (G \times a) / A \\ &= (3 \times 647 + 1 \times 5,302) / 5,950 \\ &\approx 1.22\end{aligned}$$

G : 緑度の区分による指数

a : 植生区分ごとの面積[m<sup>2</sup>]

A : 対象事業区域の面積[m<sup>2</sup>]

### (イ) 緑化計画

本計画の緑化面積、緑被率及び植栽樹木本数は、表 5.5.2-3 に示すとおりである。

表 5.5.2-3 緑化計画の概要

| 区 分        |     | 面 積                   | 割合      |
|------------|-----|-----------------------|---------|
| 緑化面積※      |     | 約 1,205m <sup>2</sup> | 約 20.2% |
| 計画地面積      |     | 約 5,950m <sup>2</sup> | 100%    |
| 植栽<br>樹木本数 | 大景木 | 18 本                  |         |
|            | 高 木 | 48 本                  |         |
|            | 中 木 | 50 本                  |         |
|            | 低 木 | 150 本                 |         |

注) ※緑化面積は、大景木植栽による緑化面積計上分を合計した値を示す（詳細は、表5.5.2-5(p.349) 参照)。

### (ウ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (カ) 土地利用の状況」(p.333) に示すとおりである。

(I) 関係法令等による基準等

a 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」

「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 関係法令等による基準等」(p.334)に示したとおりである。

b 「川崎市緑の基本計画」

「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 関係法令等による基準等」(p.334)に示したとおりである。

c 「川崎市緑化指針」

本指針の目的、位置づけ及び構成は、「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 関係法令等による基準等」(p.334 参照) に示したとおりである。

本指針の中では、確保すべき緑化面積率について、事業所あるいは近隣商業地域及び商業地域の共同住宅は、建築敷地面積の 10%以上とされている。ただし、「都市計画法」に基づく地区計画において、本基準より多くの緑化面積率が定められている場合には、当該地区の地区計画の基準によるとしている。また、「川崎市環境影響評価条例」に基づき、緑化面積率を目標として設定している場合は、その面積率以上となるよう努めることとしている。

植栽本数については下記の計算式による基準が設けられている。

【植栽本数＝（緑化地面積＋屋上緑化面積）×緑化樹木の規格ごとの係数】

緑化樹木の規格ごとの係数としては、高木を 0.08 本/m<sup>2</sup>、中木を 0.16 本/m<sup>2</sup>、低木を 0.48 本/m<sup>2</sup>植栽することが定められている。基準どおりの本数が植栽できない場合には、異なる規格の樹木で代替することができ、高木は低木 6 本または中木 2 本に、中木は低木 3 本に換算できる。ただし、基準で算出される本数の半分以上を超えて代替することはできない。

「川崎市緑化指針」に基づく本事業の標準植栽本数は、表 5.5.2-4 に示すとおりである。

表 5.5.2-4 「川崎市緑化指針」に基づく本事業の標準植栽本数

| 区 分 | 緑化樹木の<br>規格ごとの係数      | 緑化地面積<br>+屋上緑化面積    | 標準植栽本数 |
|-----|-----------------------|---------------------|--------|
| 高 木 | 0.08 本/m <sup>2</sup> | 約 305m <sup>2</sup> | 25 本   |
| 中 木 | 0.16 本/m <sup>2</sup> |                     | 49 本   |
| 低 木 | 0.48 本/m <sup>2</sup> |                     | 147 本  |

d 「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」

「5.5.1 緑の質 (1) 現況調査 オ 調査結果 (キ) 関係法令等による基準等」(p.335～336)に示したとおりである。

e 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、緑の量の地域別環境保全水準（平野部）として、「緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること。」と定められている。

f 「川崎市環境影響評価等技術指針」

本指針では、「緑被の算定方法」において、指定開発行為に係る緑被率の算出式が以下のとおり示されている。

この算定式に基づき算出した本計画の緑被率は、15.0%である。

【緑被率算定式】

$$\begin{aligned}\text{緑被率} &= (A \times \alpha + B \times \beta + A \times G') \div A \times 100 \\ &= (5,950 \times 0 + 5,950 \times 0.1 + 5,950 \times 0.05) \div 5,950 \times 100 \\ &= 15.0\%\end{aligned}$$

A：指定開発行為に係る面積（A＝約 5,950 m<sup>2</sup>）

$\alpha$ ：0.06 等法令等により必要とされる公園、緑地の割合

ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は  $\alpha = 0$

（公園、緑地がないため  $\alpha = 0$ ）

B：指定開発行為に係る面積から公園・緑地等の面積を除いたもの

（本計画では緑地・公園を設けないため B＝約 5,950 m<sup>2</sup>）

$\beta$ ：指定開発行為の種類ごとに定める数値（ $\beta = 0.1$ ）

G'：平均緑度係数（G'＝0.05）

指定開発行為の種類ごとに定める数値（ $\beta$ ）

| 指定開発行為の種類 | 地区  | $\beta$ |
|-----------|-----|---------|
| 高層建築物の新設  | 第2種 | 0.1     |
| 住宅団地の新設   | 第2種 | 0.1     |
| 大規模建築物の新設 | 第2種 | 0.1     |

備考）この表において「第2種地区」とは都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。

【平均緑度係数】

平均緑度係数は、以下の対応表を用いて求める。計画地内の平均緑度（L.G）は 1.22 であるため、平均緑度係数（G'）は下表から 0.05 となる。

|            |         |      |      |      |      |      |      |      |
|------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均緑度（L.G）  | 5.0～4.0 | 3.9  | 3.8  | 3.7  | 3.6  | 3.5  | 3.4  | 3.3  |
| 平均緑度係数（G'） | 0.25    | 0.24 | 0.23 | 0.22 | 0.21 | 0.20 | 0.19 | 0.18 |

|            |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均緑度（L.G）  | 3.2  | 3.1  | 3.0  | 2.9  | 2.8  | 2.7  | 2.6  | 2.5  |
| 平均緑度係数（G'） | 0.17 | 0.16 | 0.15 | 0.14 | 0.13 | 0.12 | 0.11 | 0.10 |

|            |      |      |      |      |         |
|------------|------|------|------|------|---------|
| 平均緑度（L.G）  | 2.4  | 2.3  | 2.2  | 2.1  | 2.0～1.0 |
| 平均緑度係数（G'） | 0.09 | 0.08 | 0.07 | 0.06 | 0.05    |

## (2) 環境保全目標

環境保全目標は、周辺地域における緑の現況を踏まえ、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考に、「緑の適切な回復育成を図ること。」と設定した。

具体的な目標値として、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される「緑被の算定方法」に基づき算出した緑被率(15%)及び「川崎市緑化指針」に示される標準植栽本数を設定した。

## (3) 予測・評価

本事業の供用時において、新たに緑の回復育成を図るため、以下に示す緑の量について予測及び評価を行った。

＜供用時＞

- ・緑被の変化及び全体の緑の構成

### ① 予測

#### (7) 予測項目

予測項目は、緑被の変化及び全体の緑の構成とした。

#### (4) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

#### (ウ) 予測時期

予測時期は、工事の完了後一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とした。

#### (I) 予測方法

##### a 緑被の変化

本計画における緑化面積から求めた緑被率と「川崎市環境影響評価等技術指針」から算出される緑被率を比較する方法とした。

##### b 全体の緑の構成

本計画における植栽本数と「川崎市緑化指針」の標準植栽本数を比較する方法とした。

(オ) 予測結果

a 緑被の変化

緑被率の予測結果は、表 5.5.2-5 に示すとおりである。

緑化面積は約 1,205m<sup>2</sup>、緑被率は約 20.2%となり、本計画は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率（15.0%）を満足すると予測する。

表 5.5.2-5 緑被率の予測結果

| 区 分                          |                   | 面 積                   | 緑被率     |
|------------------------------|-------------------|-----------------------|---------|
| 本計画                          | 緑化地面積①            | 約 90m <sup>2</sup>    | 約 1.5%  |
|                              | 屋上緑化面積 ②          | 約 215m <sup>2</sup>   | 約 3.6%  |
|                              | 大景木植栽による緑化面積計上分 ③ | 約 900m <sup>2</sup>   | 約 15.1% |
|                              | 緑化面積 ①+②+③        | 約 1,205m <sup>2</sup> | 約 20.2% |
| 「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率 |                   | —                     | 15.0%   |

- 注) 1.緑被率は、計画地の敷地面積約5,950m<sup>2</sup>に対する緑化面積の比率を表す。  
 2.大景木(高さ 6m 以上、目通周 0.4m 以上、葉張2.5m 以上の高木)を植栽した場合には、高さを直径とした円の面積を緑化面積として計上することができる。本事業では、樹高8m (8/2(m)×8/2(m)×3.14=約50m<sup>2</sup>) ×18本を大景木による緑化面積として計上した。  
 3.屋上緑化は、地被類のみではなく樹木を植栽した場合には緑化面積として計上することができる。本事業では、約215m<sup>2</sup>を屋上緑化面積として計上した。

b 全体の緑の構成

緑化地の緑の構成の予測結果は、表 5.5.2-6 に示すとおりである。

本計画では、高木 66 本、中木 50 本及び低木 150 本を植栽する計画である。「川崎市緑化指針」に基づく標準植栽本数は、高木 25 本、中木 49 本及び低木 147 本であり、本計画の植栽本数は「川崎市緑化指針」に基づく植栽本数の基準を満足すると予測する。

表 5.5.2-6 緑の構成の予測結果（植栽本数）

| 区 分 | 「川崎市緑化指針」<br>に基づく<br>標準植栽本数<br>① | 本計画       |              |
|-----|----------------------------------|-----------|--------------|
|     |                                  | 植栽本数<br>② | 過不足本数<br>②-① |
| 高 木 | 25 本                             | 66 本      | +41 本        |
| 中 木 | 49 本                             | 50 本      | +1 本         |
| 低 木 | 147 本                            | 150 本     | +3 本         |

注) 高木は、大景木（18本）を含む。

## ② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、緑の回復育成の観点から、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」を踏まえ、計画地の敷地外周や屋上に緑化を施し、魅力ある緑の創出を図る。
- ・植栽予定樹種は、緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を組み合わせ、駅前空間にふさわしい多様な緑の創出を図る。

## ③ 評 価

本事業における供用時の緑被率は約 20.2%であり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき算定される緑被率の目標値（15.0%）を満足し、本計画の植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく植栽本数の基準を満足すると予測した。

本事業の実施においては、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」等を踏まえ、計画地の敷地外周や屋上に緑化を施し、魅力ある緑の創出を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

## 5.6 景 觀

### 5.6.1 景觀、压迫感



## 5.6 景 観

### 5.6.1 景観、圧迫感

環境影響評価の対象は、供用時の施設の存在による景観・圧迫感への影響とした。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画地及びその周辺地域の地域景観の特性等を把握し、供用時における施設の存在による景観・圧迫感の変化の程度について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 地域景観の特性
- (イ) 代表的な眺望地点からの景観
- (ウ) 圧迫感の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

##### イ 調査地域・調査地点

#### (ア) 地域景観の特性

計画地及びその周辺地域とした。

#### (イ) 代表的な眺望地点からの景観

計画地の可視性や利用特性を考慮し、表 5.6.1-1 及び図 5.6.1-1(1)～(2)に示す 11 地点（近景域 7 地点、中景域 4 地点）とした。

表 5.6.1-1 代表的な眺望地点からの景観調査地点

| 区 分 <sup>※3</sup> | No. | 地点名           | 距 離 <sup>※1</sup> | 標 高 <sup>※2</sup> |
|-------------------|-----|---------------|-------------------|-------------------|
| 近景域               | 1   | 登戸駅前デッキ       | 約 100m            | 約 27m             |
|                   | 2   | 多摩川土手         | 約 270m            | 約 25m             |
|                   | 3   | 登戸野川線(計画地南東側) | 約 240m            | 約 20m             |
|                   | 4   | 登戸 3 号街区公園付近  | 約 70m             | 約 22m             |
|                   | 5   | 向ヶ丘遊園駅付近      | 約 390m            | 約 22m             |
|                   | 6   | (仮称)登戸駅西側交差点  | 約 200m            | 約 21m             |
|                   | 7   | 登戸第 1 公園      | 約 370m            | 約 21m             |
| 中景域               | 8   | 宿河原駅付近歩道橋     | 約 1,070m          | 約 24m             |
|                   | 9   | 本村橋交差点        | 約 750m            | 約 21m             |
|                   | 10  | 枅形山展望台        | 約 1,220m          | 約 95m             |
|                   | 11  | 多摩水道橋         | 約 590m            | 約 30m             |

注)※1 距離は、計画地中心から調査地点までの距離を示す。

※2 標高は、写真撮影地点の標高を示す(写真撮影高さは G.L.+1.5m)。

※3 景域の区分は、「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和 3 年 3 月改訂、川崎市)に示される近景域及び中景域の考え方を参考とし、計画建築物と同等の高さの既存高層建築物の実際の見え方を踏まえ、近景域を 0～400m 程度、中景域を 400～2,500m 程度とした。

#### (ウ) 圧迫感の状況

既存建築物等から受ける圧迫感の状況を考慮し、工事の完了後における圧迫感の変化の程度を把握できる地点として、図 5.6.1-2 に示す計画地周辺の 4 地点とした。

#### (エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。



:計画地



:都県界



:市区界



:主な道路



:登戸土地区画  
整理事業



:景観調査地点(代表的な眺望地点)

No.1 : 登戸駅前デッキ

No.2 : 多摩川土手

No.3 : 登戸野川線(計画地南東側)

No.4 : 登戸3号街区公園付近

No.5 : 向ヶ丘遊園駅付近

No.6 : (仮称)登戸駅西側交差点

No.7 : 登戸第1公園

No.8 : 宿河原駅付近歩道橋

No.9 : 本村橋交差点

No.10 : 枅形山展望台

No.11 : 多摩水道橋

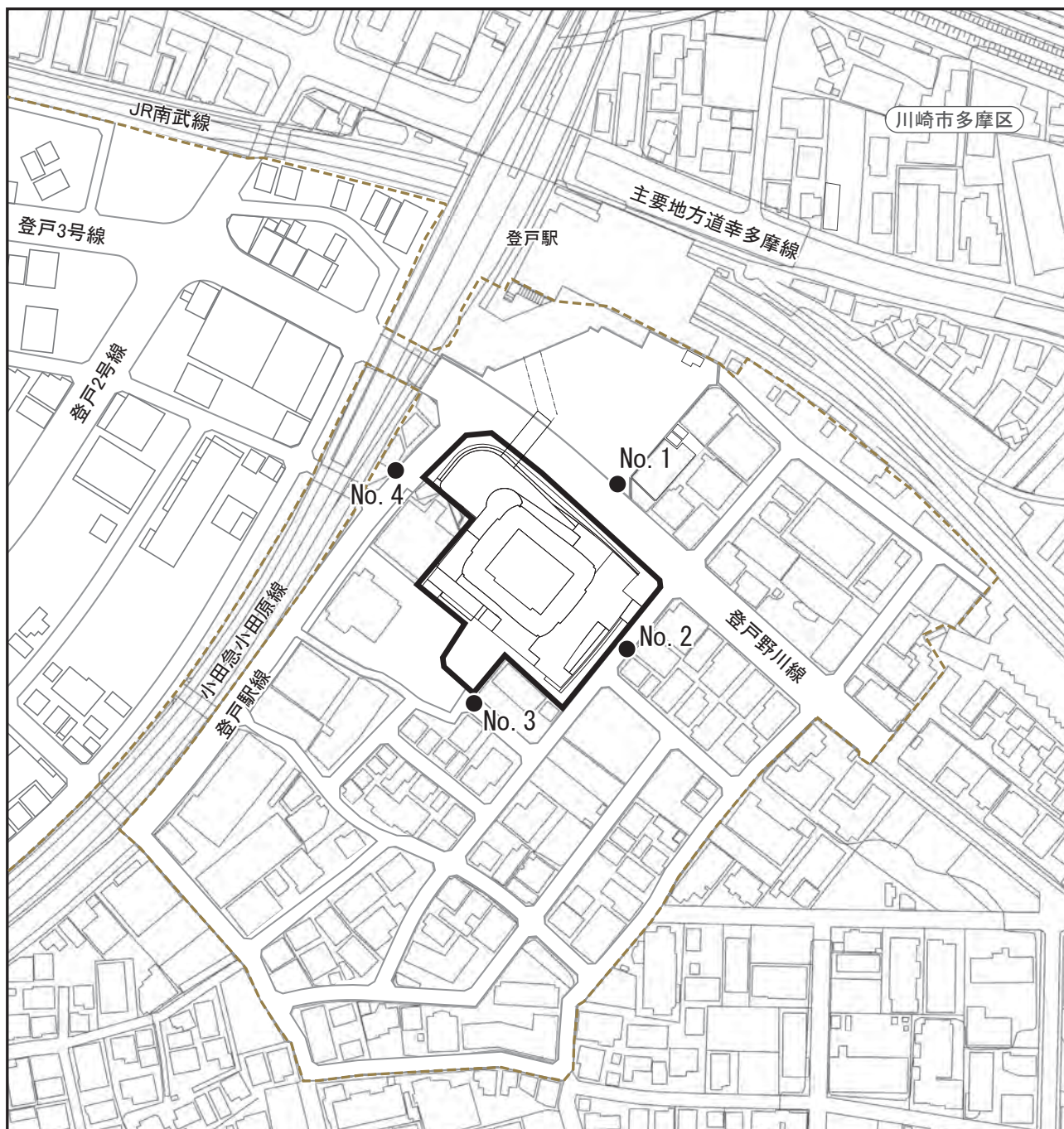


0 500 1,000m

1:25,000

図5.6.1-1(1) 景観調査地点位置図(眺望景観全域)





凡 例



:計画地



:登戸土地区画整理事業



:圧迫感調査地点



0 50 100m

1:2,500

図5.6.1-2 圧迫感調査地点位置図

## ウ 調査期間・調査時期

### (7) 地域景観の特性

調査時期は、以下のとおりとした。

令和4年3月10日（木）、令和4年3月11日（金）

### (4) 代表的な眺望地点からの景観

調査時期は、以下のとおりとした。

令和4年3月10日（木）、令和4年3月11日（金）

### (ウ) 圧迫感の状況

調査時期は、以下のとおりとした。

令和4年3月11日（金）

## エ 調査方法

### (7) 地域景観の特性

「デジタル標高地形図（川崎市）」（平成30年5月、国土地理院）、「土地利用現況図（多摩区）平成27年度川崎市都市計画基礎調査」（平成31年3月、川崎市まちづくり局）等の既存資料の収集・整理及び現地踏査により、計画地及びその周辺地域の地域景観の特性を把握した。

### (4) 代表的な眺望地点からの景観

現地踏査及び写真撮影により、代表的な眺望地点からの景観を把握した。

写真の撮影諸元は、表5.6.1-2に示すとおりである。

表 5.6.1-2 写真の撮影諸元（代表的な眺望地点からの景観）

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 天 候   | 晴 天                                                     |
| 使用カメラ | Canon EOS 5D DIGITAL                                    |
| 使用レンズ | TAMRON LENS AF ASPHERICAL 28-80mm<br>(撮影 28mm、水平角 65° ) |
| 撮影高さ  | G.L.+1.5m                                               |

### (ウ) 圧迫感の状況

天空写真を撮影し、圧迫感の指標のひとつである形態率を求める方法により把握した。

天空写真の撮影諸元は、表5.6.1-3に示すとおりである。

表 5.6.1-3 天空写真の撮影条件

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 天 候   | 晴 天                                            |
| 使用カメラ | Canon EOS 5D DIGITAL                           |
| 使用レンズ | SIGMA 4.5mm F2.8 EX DC CIRCULAR FISHEYE<br>HSM |
| 仰 角   | 90°                                            |
| 撮影高さ  | G.L.+1.5m                                      |

### (エ) 土地利用の状況

「土地利用現況図(多摩区)平成 27 年度川崎市都市計画基礎調査」(平成 31 年 3 月、川崎市まちづくり局)、「ガイドマップかわさき -川崎市地図情報システム- 都市計画情報(用途地域等)」(川崎市ホームページ)等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

### (オ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「景観法」
- ・「川崎市都市景観条例」
- ・「川崎市景観計画」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全基準

## オ 調査結果

### (7) 地域景観の特性

計画地は、JR 南武線及び小田急小田原線の登戸駅前の商業地域に位置しており、計画地の北側はこれらの駅舎や駅間を結ぶデッキ、駅前広場等がある。また、計画地の北側に JR 南武線が、西側に小田急小田原線が通っており、計画地の北から南西にかけて小田急小田原線の高架もみられる。計画地の現況は、店舗、事業所、住宅、駐車場等が大部分を占める。計画地及びその周辺地域には、概ね平坦な地形に、登戸駅等の鉄道施設のほか、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体となった市街地が広がっており、さらに北側には多摩川周辺の水辺空間や南側遠方には市街地の背景となる生田緑地等の丘陵地もみられる。市街地の緑は、街区公園や緑地、敷地内の植栽、街路樹、畑地等を中心に分布しており、計画地から少し離れた多摩川河川敷や生田緑地等にまとまった緑が広がっている。

以上から、計画地及びその周辺地域においては、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物、鉄道施設、道路等の人工的景観構成要素を主体とした市街地景観が広がっており、計画地から少し離れた多摩川周辺の水辺や生田緑地等の丘陵地等にまとまった自然的景観構成要素がみられる地域景観を呈している。

#### (1) 代表的な眺望地点からの景観

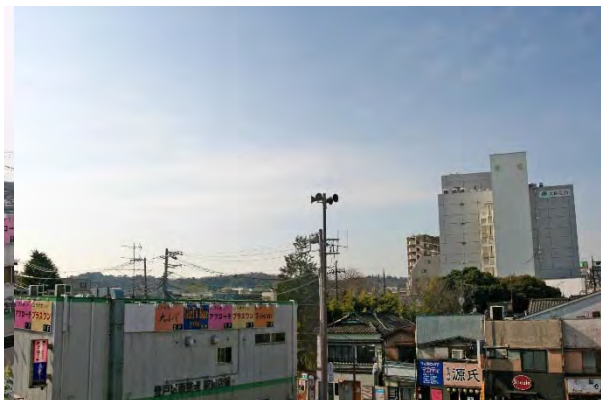
代表的な眺望地点からの景観の状況は、表 5.6.1-4 及び写真 5.6.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 5.6.1-4 代表的な眺望地点からの景観の状況

| 区 分 | No. | 代表的な眺望地点          | 景観の状況                                                                                                                                        |
|-----|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近景域 | 1   | 登戸駅前デッキ           | 計画地北側の JR 南武線登戸駅と小田急小田原線登戸駅を繋ぐデッキ上に位置しており、主に駅利用者や地域住民が徒歩で通行している。計画地方向を眺望すると、店舗等の低層建築物や事務所等の高層建築物が可視される。                                      |
|     | 2   | 多摩川土手             | 計画地北側の多摩川沿いに整備されている土手に位置しており、主に地域住民が散歩やランニング等に利用している。計画地方向を眺望すると、手前に自転車等駐車場や川崎市上下水道局登戸ポンプ場があり、奥には事業所や住宅等の低層～中層建築物が可視される。                     |
|     | 3   | 登戸野川線<br>(計画地南東側) | 計画地南東側の登戸野川線上の五差路付近に位置しており、主に地域住民が徒歩や自動車等で通行している。計画地方向を眺望すると、登戸野川線沿いに駐車場や店舗や住宅等の低層～中層建築物が可視される。                                              |
|     | 4   | 登戸 3 号街区<br>公園付近  | 計画地南側の登戸 3 号街区公園西側に位置しており、主に地域住民や近隣の保育園児等が休憩や遊びの場として利用する滞留度が高い公園である。計画地方向を眺望すると、手前の低層住宅の背後に計画地内の既存建築物(解体準備中)や周辺の高層建築物が可視される。                 |
|     | 5   | 向ヶ丘遊園駅<br>付近      | 計画地南西側の小田急小田原線向ヶ丘遊園駅近くの踏切付近に位置しており、主に駅利用者や地域住民が徒歩や自動車等で通行している滞留度の高い地点である。計画地方向を眺望すると、左側に小田急小田原線の線路が、右側の登戸駅線沿いに店舗や事業所等の中高層建築物が可視される。          |
|     | 6   | (仮称)登戸駅<br>西側交差点  | 計画地西側の登戸 3 号線と登戸 2 号線の交差点に位置しており、不特定多数の人が自動車や徒歩等で通行している。計画地方向を眺望すると、登戸 3 号線沿いに店舗や事業所等の中高層建築物があり、奥に小田急小田原線登戸駅(高架)が可視される。                      |
|     | 7   | 登戸第 1 公園          | 計画地北西側の登戸第 1 公園内に位置しており、主に地域住民が利用する滞留度が高い公園である。計画地方向を眺望すると、手前に公園内の遊び場や樹木があり、奥には住宅や店舗等の低層～中層建築物が可視される。                                        |
| 中景域 | 8   | 宿河原駅付近<br>歩道橋     | 計画地南東側の JR 南武線宿河原駅に繋がる歩道橋上に位置しており、主に駅利用者や地域住民が徒歩で通行している。計画地方向を眺望すると、手前の歩道橋の左側背後に JR 南武線の宿河原駅や線路がみられ、周辺には集合住宅等の高層建築物が可視される。                   |
|     | 9   | 本村橋交差点            | 計画地南側の主要地方道川崎府中線と鹿島田菅線が交差する本村橋交差点に位置しており、不特定多数の人が自動車や徒歩等で通行している。計画地方向を眺望すると、手前に交差点があり、奥には店舗や住宅等の低層建築物が可視される。                                 |
|     | 10  | 枅形山展望台            | 計画地南西側の生田緑地内にある展望台に位置しており、主に観光客や地域住民が利用する滞留度の高い場所である。計画地方向を眺望すると、生田緑地の丘陵地樹林の背後に、計画地周辺地域の市街地が眺望される。                                           |
|     | 11  | 多摩水道橋             | 計画地北側の多摩川に架かる橋梁上に位置しており、計画地周辺一帯を眺望できる地点である。東京都と神奈川県間の移動も含めて不特定多数の人が自動車や徒歩等で通行している利用度の高い地点である。計画地方向を眺望すると、手前に多摩川河川敷が広がり、奥には計画地周辺地域の市街地が眺望される。 |

注) 計画地内については、事前に登戸土地区画整理事業において既存建築物が解体されるため、本事業の着手時には更地となる予定である。

No. 1 登戸駅前デッキ



No. 2 多摩川土手



No. 3 登戸野川線（計画地南東側）



No. 4 登戸3号街区公園付近



No. 5 向ヶ丘遊園駅付近



No. 6（仮称）登戸駅西側交差点



撮影日：令和4年3月10日、3月11日

写真 5. 6. 1-1 (1) 眺望景観調査地点からの眺望の状況

No. 7 登戸第1公園



No. 8 宿河原駅付近歩道橋



No. 9 本村橋交差点



No. 10 枳形山展望台



No. 11 多摩水道橋



撮影日：令和4年3月10日、3月11日

写真 5.6.1-1 (2) 眺望景観調査地点からの眺望の状況

#### (ウ) 圧迫感の状況

圧迫感の状況は写真 5.6.1-13～16 上段 (p.380～383) に、既存建築物による形態率は表 5.6.1-5 に示すとおりである。

現況における形態率（全体）は、14.8～59.3%であった。

表 5.6.1-5 既存建築物による形態率

| No. | 現 況   |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
|     | 計画地内  | 計画地外  | 全 体   |
| 1   | 1.3%  | 34.1% | 35.4% |
| 2   | 19.8% | 39.5% | 59.3% |
| 3   | 1.8%  | 13.0% | 14.8% |
| 4   | 3.8%  | 49.0% | 52.8% |

注) 計画地内については、事前に登戸土地区画整理事業において既存建築物が解体されるため、本事業の着手時には更地となる予定である。

#### (イ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第 3 章 3.1.6 土地利用の状況」(p.85～91) に示すとおりである。

計画地は、JR 南武線及び小田急小田原線の登戸駅前の商業地域に位置しており、計画地及びその周辺地域には、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体となった市街地が広がっている。また、計画地及びその周辺地域の一部は、「登戸土地区画整理事業」の区域に指定されており、令和 7(2025)年度末の完成をめざし、都市計画道路や駅前広場、公園、区画道路等の整備が進められている。

#### (オ) 関係法令等による基準等

##### a 「景観法」

本法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

本法律では、良好な景観の形成に関わる基本理念、事業者の責務、景観計画区域内における行為の規制等について定めており、景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならないと定めている。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

## b 「川崎市都市景観条例」

本条例は、「景観法」の規定に基づく事項及びその他都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して、親しみと愛着を感じ、誇りを持てる優れた都市景観を形成するとともに、次代に誇れる魅力ある川崎らしさの発見と創造を行い、もって快適な都市環境の実現と市民文化の向上に資することを目的としている。

本条例では、景観計画の策定、景観計画区域内の行為の届出に関する事項、景観計画特定地区・都市景観形成地区の指定等について定めており、景観計画区域内の届出の対象となる規模は、次に示す内容である。

### [届出対象規模]

川崎市全域（景観計画特定地区を除く）における建築物の建築等については、下表に示す A) から C) のいずれかの要件に該当するもの又は市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為を届出対象とする。

なお、本事業は、当該届出が必要な建築物に該当する。

|         |           | 要 件                |                       |                                                                                   |
|---------|-----------|--------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|         |           | A)高さ※ <sup>1</sup> | B)壁面の長さ※ <sup>2</sup> | C)構造等                                                                             |
| 対 象     |           | 建築物/工作物            | 建築物のみ                 | 工作物のみ                                                                             |
| 市街化区域   | 第1種高度地区   | 10m 超              | 30m 超                 | 【橋梁※ <sup>3</sup> 】橋長が100m 超又は【鉄道駅※ <sup>4</sup> 】高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当する工作物 |
|         | 第2種高度地区   | 15m 超              | 50m 超                 |                                                                                   |
|         | 第3・4種高度地区 | 20m 超              | 70m 超                 |                                                                                   |
|         | 高度地区指定なし  | 31m 超              | 70m 超                 |                                                                                   |
| 市街化調整区域 |           | 10m 超              | 30m 超                 |                                                                                   |

注) ※<sup>1</sup> 高さ：建築物の高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとする。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとする。

※<sup>2</sup> 壁面の長さ：壁面の長さは、一棟とみなされる建築物において、もっとも長く見える見付の壁面の長さとする。

※<sup>3</sup> 橋梁には鉄道駅なども含む。

※<sup>4</sup> 駅舎は外壁などの外観のみ。

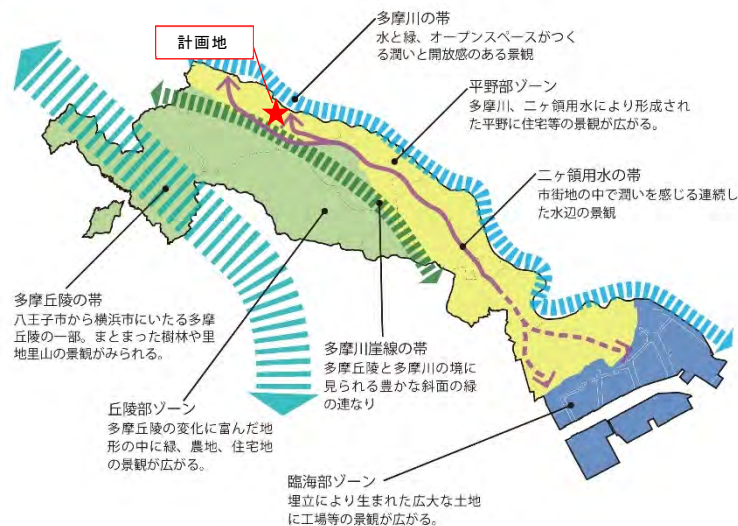
### c 「川崎市景観計画」

本計画は、「景観法」第8条第1項の規定に基づき策定されたものであり、良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、川崎市の景観形成のマスタープランとして、景観の形成に関する方針、行為の制限等（景観形成基準）を定めたものである。

本計画では、川崎市全域を景観計画区域として定めており、良好な景観の形成に関する方針として、本市の景観の特徴を踏まえ、景観計画区域を「ゾーン」「帯」「拠点」「要素」の構成に分類し、それぞれについて策定している（図5.6.1-3参照）。

さらに、計画地が該当する身近な駅周辺や大規模な土地利用転換が予定されている地区については、施設整備や更新等（都市機能の導入や基盤整備等）にあわせて景観まちづくり先導地区として位置づけ、地区に相応しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し、新たな景観拠点の形成に向けて取り組むことが定められている（図5.6.1-4参照）。

計画地は、平野部ゾーン、都市系拠点「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」に該当しており、平野部ゾーンの景観形成方針、都市系拠点「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」の景観形成方針は表5.6.1-6に、平野部ゾーンの景観形成基準は表5.6.1-7に示すとおりである。



出典：「川崎市景観計画」（平成30年12月改定、川崎市）

図5.6.1-3 景観ゾーン及び景観の帯の概念図



出典：「川崎市景観計画」（平成30年12月改定、川崎市）

図5.6.1-4 景観拠点図

表 5.6.1-6 計画地に係る景観形成方針

|        | 平野部ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 都市系拠点<br>「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」                                                                                                                                                                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観形成方針 | <p>○次の点に配慮して景観の形成をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平野部の市街地に多摩川、二ヶ領用水、中小河川などの身近な水辺を有する平野部の市街地の特徴を活かす景観</li> <li>大規模な土地利用転換に伴う緑の創出と水辺空間と調和した緑化などによる効果的な緑の景観</li> <li>河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観</li> <li>工場と住宅が混在する場所では、働く場と生活の場の調和のとれた景観</li> <li>農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観</li> <li>商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観</li> <li>道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観</li> </ul> <p>○寺社、旧街道などの歴史的資源や多摩川、二ヶ領用水などの自然的資源など地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。</li> <li>緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。</li> <li>多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。</li> </ul> |

出典：「川崎市景観計画」（平成 30 年 12 月、川崎市）

表 5.6.1-7 計画地に係る景観形成基準

|                     | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 平野部ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 周辺環境との調和<br>及び配置・規模 | <ul style="list-style-type: none"> <li>街区や道路と敷地の関係を把握し、場所性を活かした計画とする。</li> <li>本市の骨格的景観への視線が抜けるような配置・規模とする。</li> <li>本市の骨格的景観や周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</li> <li>周辺の景観資源（緑地、農地、小河川、神社旧跡）との調和した景観を形成する。</li> <li>壁面の位置や高さなど周辺との連続性を意識したものとする。</li> <li>住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、周辺に圧迫感を与えないような配置・規模とする。</li> <li>駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、歩く人の視点に合わせたヒューマンスケールで親しみやすい景観を形成する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 形態・意匠               | <ul style="list-style-type: none"> <li>シルエットやスカイラインに配慮した質の高い形態・意匠とする。</li> <li>高層の建築物等は、頂部、中間部、低層部を明快に意識できる魅力ある表情となるような工夫をする。</li> <li>長大な壁面は分節化を図り、圧迫感を軽減させる。</li> <li>住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、隣接する住宅との連続性に配慮するとともに周辺環境と調和する形態・意匠とする。</li> <li>駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、建築物等の低層部は賑わいの演出に配慮し、高層部においては風格と落ち着きのある形態・意匠とする。</li> <li>アイストップを意識し、道路からの見え方に配慮してデザインを際立たせるなどの演出に努めた形態・意匠とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 敷地境界部及び敷地内の外構       | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路との連続性と開放性に配慮し、建築物等や敷地が道路と一体となった景観を形成する。</li> <li>敷地内緑化、屋上緑化などにより、周辺の緑との調和した緑豊かなゆとりのある景観を形成する。</li> <li>オープンスペースや屋上などには、潤いの感じられるよう緑化をほどこす。</li> <li>緑化や水の空間の演出などにより潤いのある景観を形成する。</li> <li>高い擁壁は、ひな壇状の形状とするなど圧迫感の軽減に努めるとともに、化粧型枠等の仕様や樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。</li> <li>大規模な敷地では、沿道にオープンスペースを創出するなど、開放的なコモンスペースを形成する。</li> <li>敷地内には適切に緑を配置し、緑に包まれた落ち着いた景観を形成する。</li> <li>住宅地及び住宅地に隣接する敷地で塀などを設ける場合は、道路境界線から後退させたうえ、周辺景観に調和した色彩のフェンスなどを使用し、フェンスの道路側を植栽帯により修景するなど潤いのある沿道景観を形成する。</li> <li>商業・業務系の建築物等は、沿道にオープンスペースを創出するなど、人が歩いて楽しい快適な歩行空間となる空間づくりをおこなう。</li> <li>敷地内の舗装の仕上げは、歩道との連続性に配慮し、官民境界を意識させない空間づくりをおこなう。</li> </ul> |

出典：「川崎市景観計画」（平成 30 年 12 月、川崎市）

#### d 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、地域別環境保全水準として、景観については「周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。」、圧迫感については「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

### (2) 環境保全目標

本事業は、川崎市の上位計画等に基づき、機能集積が図られた高層建築物を含めて駅前の拠点形成を強化するものである。

したがって、環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考に、景観については「魅力ある都市景観の形成を図ること。」、圧迫感については「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

### (3) 予測・評価

本事業の供用時において、以下に示す施設の存在による景観への影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行った。

＜供用時＞

- ・ 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
- ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
- ・ 圧迫感の変化の程度

#### ① 予測

##### (7) 予測項目

予測項目は、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、圧迫感の変化の程度とした。

##### (4) 予測地域・予測地点

###### a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地及びその周辺地域とした。

###### b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

現地調査地点と同様とし、図 5.6.1-1(1)～(2) (p.352～353) に示す 11 地点を選定した。

###### c 圧迫感の変化の程度

現地調査地点と同様とし、図 5.6.1-2 (p.354) に示す 4 地点を選定した。

##### (7) 予測時期

予測時期は、工事の完了後とした。

##### (I) 予測方法

###### a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

事業計画と計画地及びその周辺地域の土地利用の状況や本事業の完成予想図(p.36)から、本事業の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度を予測する方法とした。

**b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度**

現況の眺望写真に供用時の完成予想図を合成してフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を予測する方法とした。

**c 圧迫感の変化の程度**

撮影した天空写真に計画建築物の画像を合成し、形態率を算出することにより、計画建築物の出現による圧迫感の変化の程度を予測する方法とした。

**(オ) 予測条件**

土地利用計画は「第 1 章 1.4.4 土地利用計画」(p.22～23)、建築計画は「第 1 章 1.4.5 建築計画」(p.24～36)、緑化計画は「第 1 章 1.4.6 緑化計画」(p. 37～41) に示したとおりである。

**(カ) 予測結果**

**a 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度**

計画地は、JR 南武線及び小田急小田原線の登戸駅前の商業地域に位置している。計画地の現況は、店舗、事業所、住宅、駐車場等が大部分を占め、計画地及びその周辺地域には、概ね平坦な地形に、登戸駅等の鉄道施設のほか、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体となった市街地が広がっている。さらに北側には多摩川周辺の水辺空間や南側遠方には市街地の背景となる生田緑地等の丘陵地もみられる。市街地の緑は、街区公園や緑地、敷地内の植栽、街路樹、畑地等を中心に分布しており、計画地から少し離れた多摩川河川敷や生田緑地等にまとまった緑が広がっている。

本事業完成後のイメージは、「図 1.4-11 完成予想図」(p.36) に示すとおりであり、本事業の実施に伴い、登戸駅前に地上 38 階建ての高層建築物が新たな景観構成要素として出現する。しかしながら、計画地及びその周辺地域においては、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物、鉄道施設、道路等の人工的景観構成要素を主体とした市街地景観が広がっており、本事業の実施により主要な景観構成要素が大きく変化することはない。また、計画地から少し離れた多摩川周辺の水辺、生田緑地等の丘陵地等にみられる自然的景観構成要素は変化しない。したがって、これらの要素によって構成される地域景観の特性の変化は小さいものと予測する。

## **b 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度**

供用時における代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、表 5.6.1-8 (1) ～ (2)、写真 5.6.1-2～12 に示すとおりである。

近景域のうち計画地に近い地点 (No.1、No.4) では、計画建築物が近距離で出現するが、低層部（商業施設）と高層部（住宅）で変化のある建築物形状とするほか、計画地の敷地外周や屋上テラス、オープンスペースに緑化を施すことにより、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」の都市系拠点に相応しい駅前空間や市街地景観を形成するものと予測する。

その他の近景域の地点 (No.2～3、No.5～7) では、眺望の状況が変化する地点は多いが、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体の市街地において、計画建築物の低層部が可視される地点は少ない。高層部は形状等の細部が眺望され、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、新たな市街地景観を形成するものと予測する。

中景域の地点 (No.8～11) では、計画建築物の高層部が「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物として遠方に出現する地点が多く、周辺の低層～中高層建築物等とともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測する。

表 5.6.1-8 (1) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度（近景域）

| 区 分 | No.  | 地点名               | 景観の状況                                                                                                                                                                                            | 写 真        |
|-----|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 近景域 | No.1 | 登戸駅前デッキ           | 視野前面に登戸駅と計画建築物を繋ぐ歩行者デッキが出現し、歩行者デッキと登戸駅前広場の背後に、計画建築物が近距離で出現する。眺望の状況は大きく変化するが、低層部と高層部で変化のある建築物形状とするほか、計画地の敷地外周や屋上テラスに変化のある緑化を施すことにより、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」の都市系拠点に相応しい、緑豊かな賑わいとゆとりのある新たな駅前空間を形成するものと予測する。 | 写真 5.6.1-2 |
|     | No.2 | 多摩川土手             | 多摩川土手沿いの低層～中層建築物の背後に、計画建築物の高層部とわずかに低層部が出現する。眺望の状況は変化するが、事業所や住宅等の低層～中層建築物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、新たな市街地景観を形成するものと予測する。                                                         | 写真 5.6.1-3 |
|     | No.3 | 登戸野川線<br>(計画地南東側) | 登戸野川線沿いの低層～中層建築物の背後に、計画建築物の高層部や歩行者デッキが出現する。眺望の状況は変化するが、店舗や住宅等の低層～中層建築物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、新たな市街地景観を形成するものと予測する。                                                           | 写真 5.6.1-4 |
|     | No.4 | 登戸 3 号街区<br>公園付近  | 手前の低層住宅の背後に、計画建築物が近距離で出現する。眺望の状況は大きく変化するが、低層部と高層部で変化のある建築物形状とするほか、広場や歩道状空地のオープンスペースに植栽を施すことにより、住宅や事業所等の低層～中高層建築物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」の都市系拠点に相応しい市街地景観を形成するものと予測する。                       | 写真 5.6.1-5 |
|     | No.5 | 向ヶ丘遊園駅<br>付近      | 登戸駅線沿いの中高層建築物の背後に、計画建築物の高層部の一部が出現する。眺望の状況は変化するが、店舗や事業所等の中高層建築物や線路等の人工構造物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、都市系拠点に相応しい市街地景観を形成するものと予測する。                                                  | 写真 5.6.1-6 |

表 5.6.1-8 (2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度（近景域、中景域）

| 区 分 | No.   | 地点名              | 景観の状況                                                                                                                                                                                                            | 写 真         |
|-----|-------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 近景域 | No.6  | (仮称)登戸駅<br>西側交差点 | 登戸 3 号線沿いの中高層建築物の背後に計画建築物の高層部の一部が出現する。また、小田急小田原線登戸駅（高架）の背後に、計画建築物の低層部及び歩行者デッキの一部がわずかに可視される。高層部の出現により眺望の状況は変化するが、店舗や事業所等の中高層建築物や登戸駅等の人工構造物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、都市系拠点に相応しい市街地景観を形成するものと予測する。 | 写真 5.6.1-7  |
|     | No.7  | 登戸第 1 公園         | 公園及び低層～中層建築物の背後に、計画建築物の高層部が出現する。眺望の状況は変化するが、住宅や店舗等の低層～中層建築物が多くみられる市街地の中で、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、新たな市街地景観を形成するものと予測する。                                                                                      | 写真 5.6.1-8  |
| 中景域 | No.8  | 宿河原駅付近<br>歩道橋    | JR 南武線沿いの高層建築物や歩道橋の背後に、計画建築物の高層部の一部が遠方に出現する。眺望の変化の程度は小さく、計画建築物は集合住宅等の高層建築物とともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測する。                                                                                                         | 写真 5.6.1-9  |
|     | No.9  | 本村橋交差点           | 主要地方道川崎府中線沿いの低層建築物の背後に、計画建築物の高層部の一部が出現する。計画建築物は「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物として遠方に出現するが、道路沿いの低層建築物と同程度の高さで眺望され、これらとともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測する。                                                                     | 写真 5.6.1-10 |
|     | No.10 | 栴形山展望台           | 生田緑地の丘陵地樹林の背後に、計画建築物の高層部の一部が出現する。計画建築物は「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物として遠方に出現するが、丘陵地背後に広がる中高層建築物とともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測する。                                                                                        | 写真 5.6.1-11 |
|     | No.11 | 多摩水道橋            | 多摩川河川敷沿いの中層建築物の背後に、計画建築物の高層部とわずかに低層部が出現する。計画建築物は「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物として遠方に出現し、多摩川河川敷背後の眺望の状況は変化するが、住宅等の中高層建築物や鉄道等の人工構造物とともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測する。                                                       | 写真 5.6.1-12 |

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地の建物等を示す。)



写真5.6.1-2 代表的な眺望地点からの景観(No.1:登戸駅前デッキ)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)

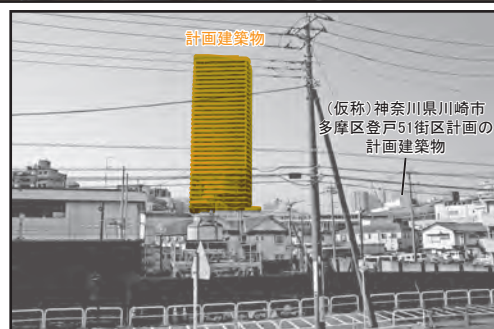


写真5.6.1-3 代表的な眺望地点からの景観(No.2: 多摩川土手)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)



写真5.6.1-4 代表的な眺望地点からの景観(No.3: 登戸野川線(計画地南東側))

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地の建物等を示す。)



写真5.6.1-5 代表的な眺望地点からの景観(No.4: 登戸3号街区公園付近)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)



写真5.6.1-6 代表的な眺望地点からの景観(No.5: 向ヶ丘遊園駅付近)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)



写真5.6.1-7 代表的な眺望地点からの景観(No.6:(仮称)登戸駅西側交差点)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)

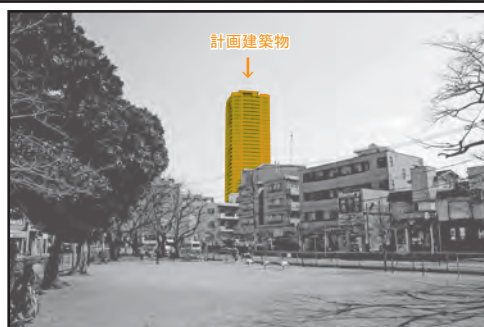


写真5.6.1-8 代表的な眺望地点からの景観(No.7:登戸第1公園)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)

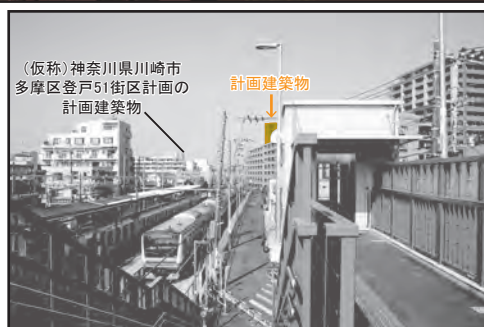


写真5.6.1-9 代表的な眺望地点からの景観(No.8:宿河原駅付近歩道橋)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)



写真5.6.1-10 代表的な眺望地点からの景観(No.9:本村橋交差点)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)

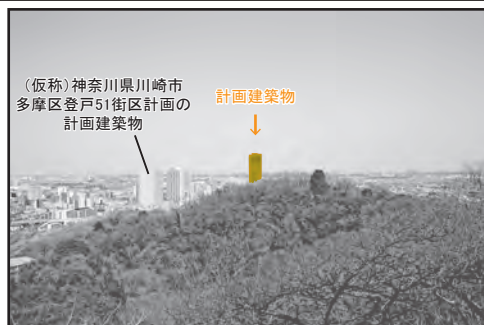


写真5.6.1-11 代表的な眺望地点からの景観(No.10: 枅形山展望台)

【現 況】



【供用時】



※) 供用時については、現在想定している計画に基づき作成したものであり、計画建築物の外壁等の色彩、素材や意匠について詳細が決定していないため、今後協議等を踏まえて変更する可能性がある。  
(右図のオレンジ色の範囲は、計画地内の建築物等を示す。)



写真5.6.1-12 代表的な眺望地点からの景観(No.11:多摩水道橋)

### c 圧迫感の変化の程度

本事業の実施に伴う圧迫感（形態率）の変化は、表 5.6.1-9 及び写真 5.6.1-13～16 に示すとおりである。

供用時の形態率は、本事業の計画建築物の出現及び「登戸土地区画整理事業」による既存建築物の解体工事等により、次のようになるものと予測する。

No.1 では、登戸駅前広場及び登戸野川線沿いの既存建築物の解体並びに計画地内の既存建築物が計画建築物に置き換わることにより、全体における供用時の形態率は 48.9% となり、全体で 13.5%、計画地内で 19.7% 増加すると予測する。

No.2 では、計画地内の既存建築物が計画建築物に置き換わることにより、全体における供用時の形態率は 68.0% となり、全体及び計画地内で 8.7% 増加すると予測する。

No.3 では、計画地内の既存建築物が計画建築物に置き換わることにより、全体における供用時の形態率は 26.5% となり、全体で 11.7%、計画地内で 12.1% 増加すると予測する。

No.4 では、登戸駅線沿いの既存建築物の解体及び計画地内の既存建築物が計画建築物に置き換わることにより、全体における供用時の形態率は 56.4% となり、全体で 3.6%、計画地内で 3.7% 増加すると予測する。

これらのことから、いずれの地点も現況と比較して形態率は増加し、圧迫感を感じやすくなると予測する。

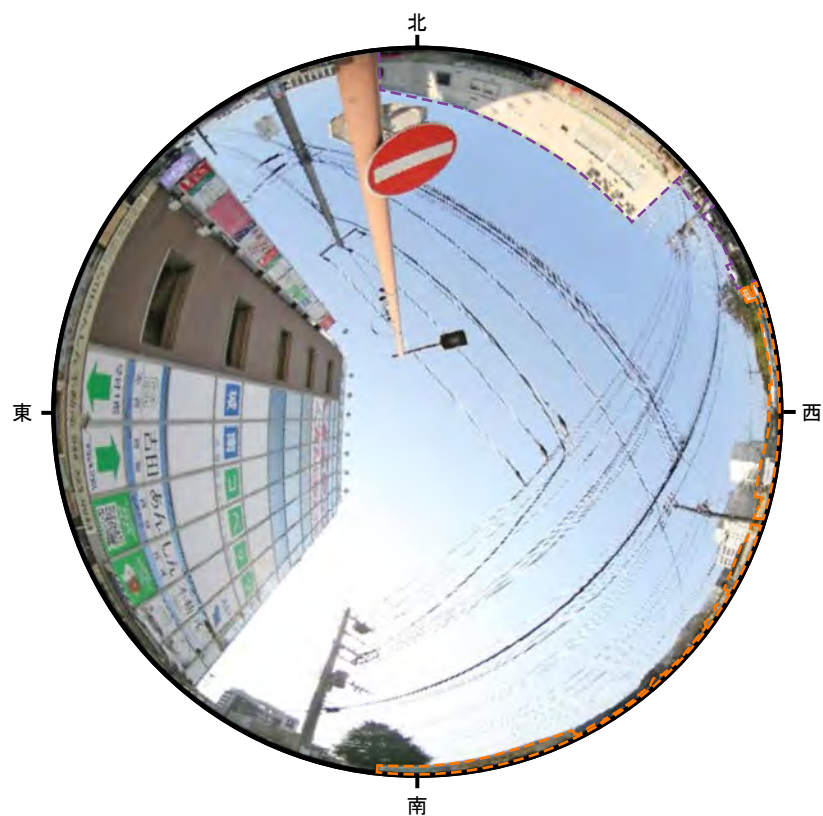
表 5.6.1-9 本事業の実施に伴う圧迫感（形態率）の変化

単位：％

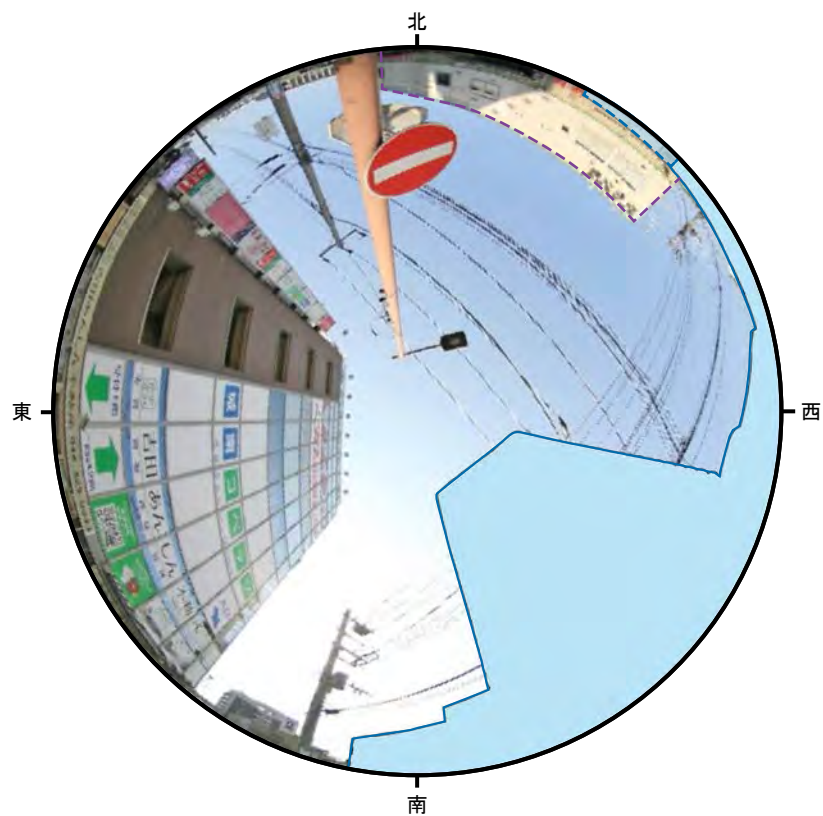
| 予測地点 | 現 況      |                    | 供用時      |                    | 変化量          |               |
|------|----------|--------------------|----------|--------------------|--------------|---------------|
|      | 全 体<br>a | 計画地内<br>既存建築物<br>b | 全 体<br>c | 計画地内<br>計画建築物<br>d | 全 体<br>c - a | 計画地内<br>d - b |
| No.1 | 35.4     | 1.3                | 48.9     | 21.0               | 13.5         | 19.7          |
| No.2 | 59.3     | 19.8               | 68.0     | 28.2               | 8.7          | 8.4           |
| No.3 | 14.8     | 1.8                | 26.5     | 13.9               | 11.7         | 12.1          |
| No.4 | 52.8     | 3.8                | 56.4     | 7.5                | 3.6          | 3.7           |

注) 供用時において、解体に伴い背後に建築物が出現することが想定される場合は、その建築物も含めて形態率を算出した。

<現況>



<供用時>



凡 例

 : 計画地内既存建築物  
(解体予定)

 : 計画建築物  
(予測結果)

 : 計画地外既存建築物  
(解体予定)

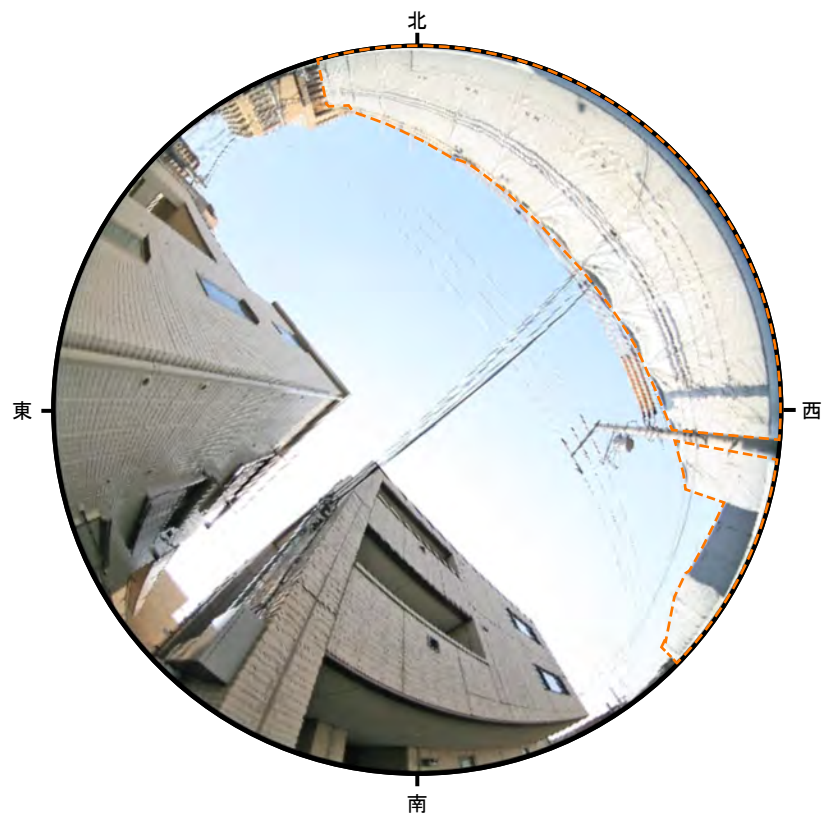
 : 歩行者デッキ (本事業外部分)

注)1.計画地周辺の植栽、道路標識、電柱等については、形態率に含まない。

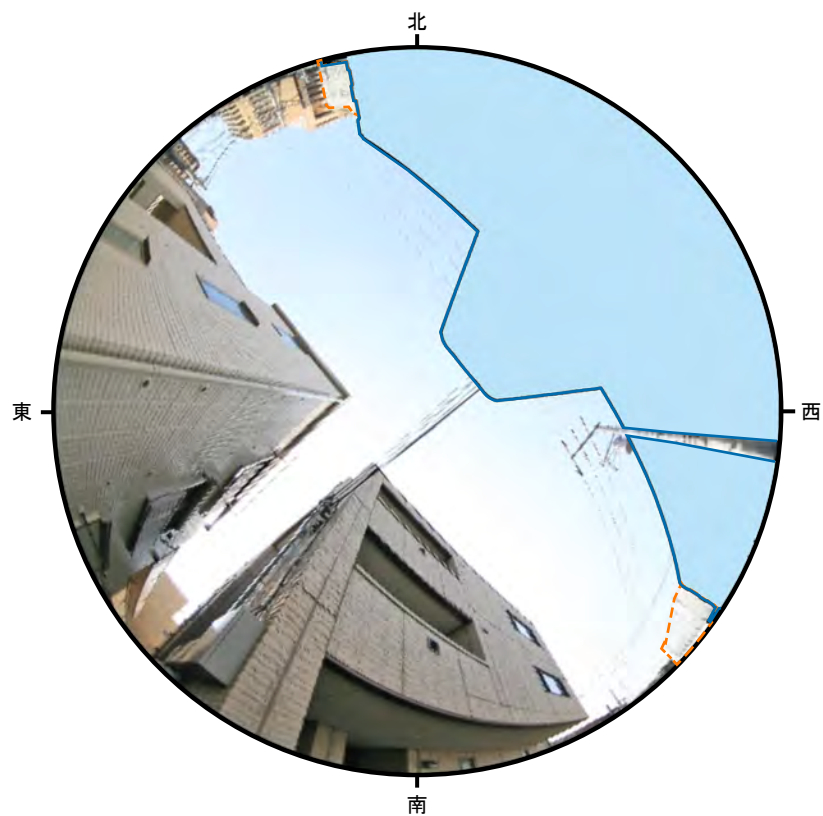
2.計画地内の既存建築物には、敷地外周の壁・植栽等を含む。

写真5.6.1-13 圧迫感の状況(No.1)

<現況>



<供用時>



凡 例

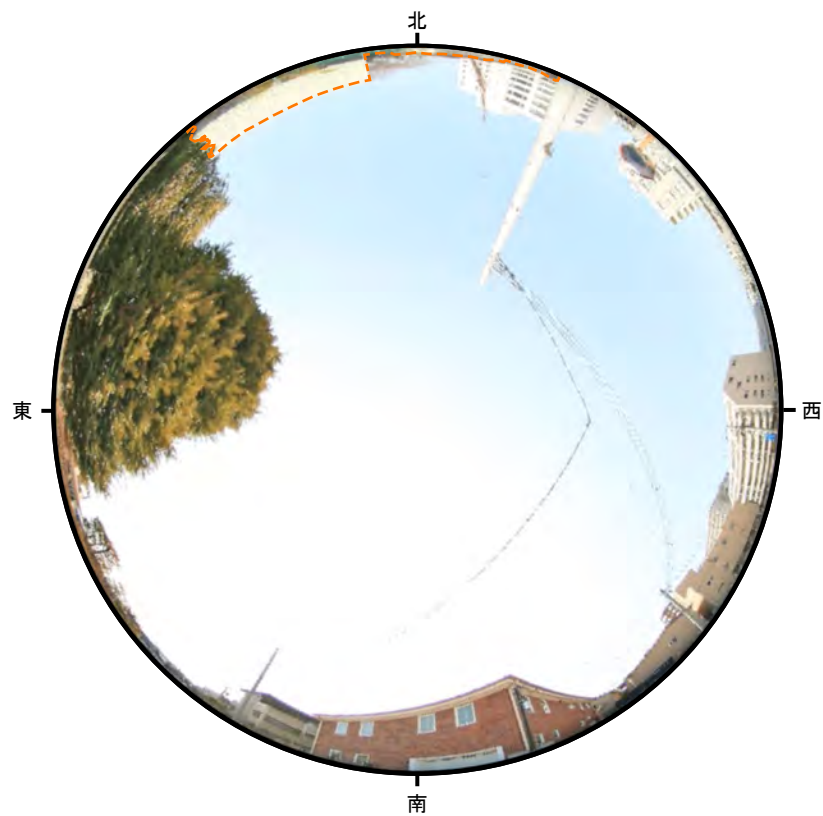
  : 計画地内既存建築物  
(解体予定)

  : 計画建築物  
(予測結果)

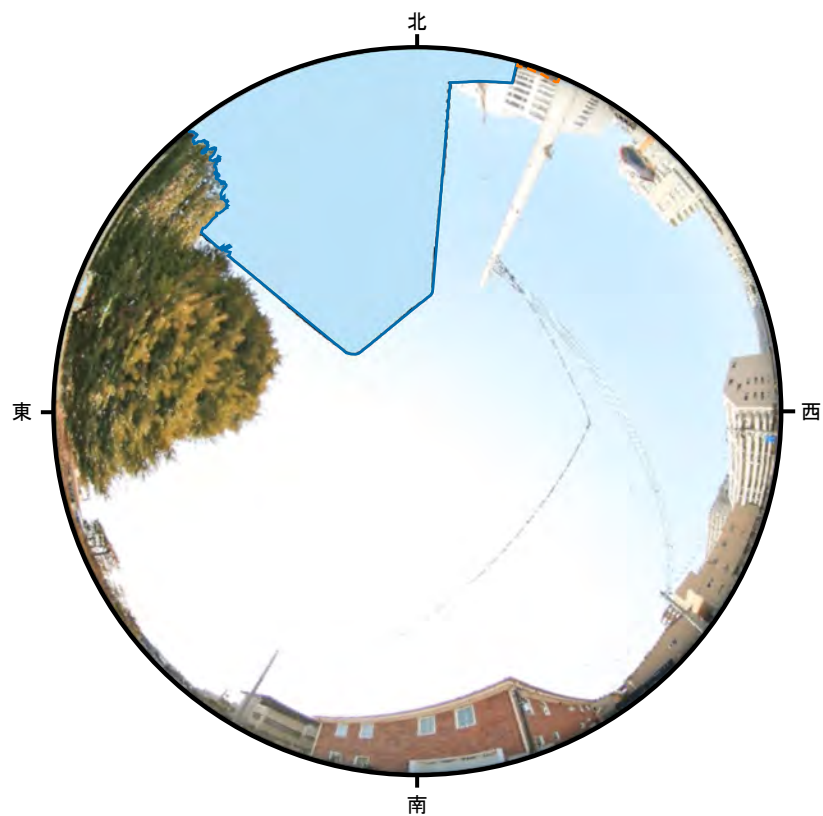
注)1.計画地周辺の植栽、道路標識、電柱等については、形態率に含まない。  
2.計画地内の既存建築物には、敷地外周の壁・植栽等を含む。

写真5.6.1-14 圧迫感の状況(No.2)

<現況>



<供用時>



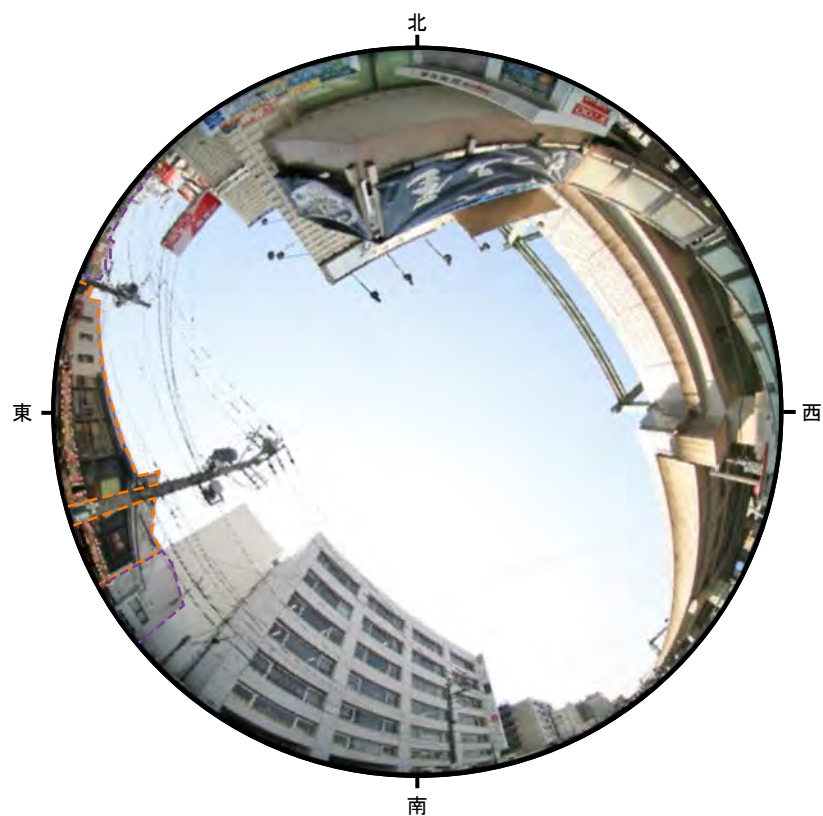
凡 例

  : 計画地内既存建築物 (解体予定)
   : 計画建築物 (予測結果)

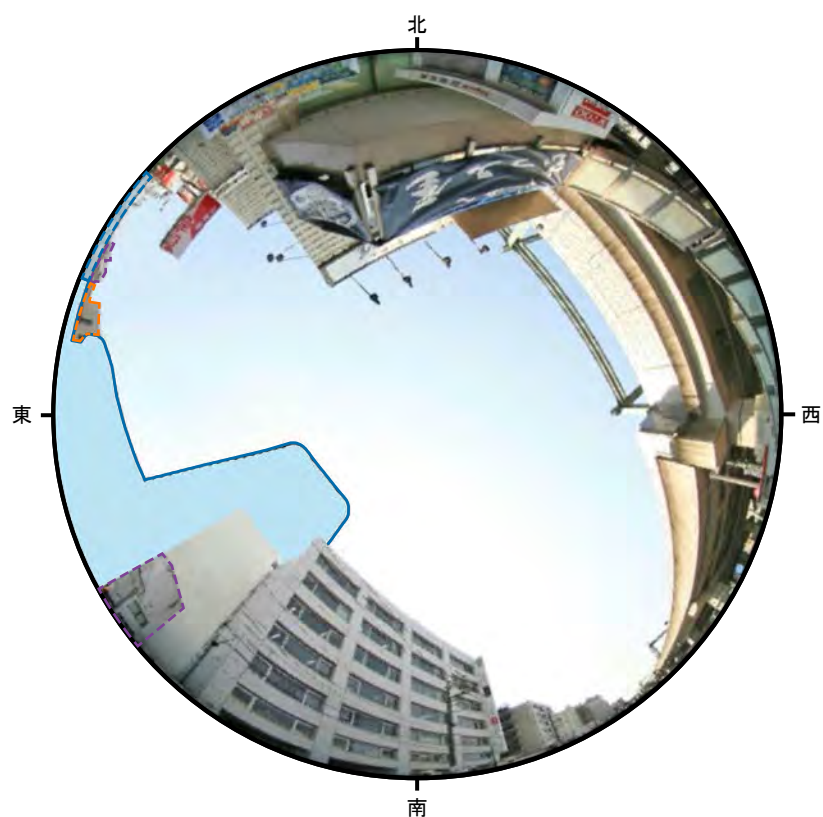
注)1.計画地周辺の植栽、道路標識、電柱等については、形態率に含まない。  
 2.計画地内の既存建築物には、敷地外周の壁・植栽等を含む。

写真5.6.1-15 圧迫感の状況(No.3)

<現況>



<供用時>



凡 例

 : 計画地内既存建築物  
(解体予定)

 : 計画建築物  
(予測結果)

 : 計画地外既存建築物  
(解体予定)

 : 歩行者デッキ (本事業外部分)

注)1.計画地周辺の植栽、道路標識、電柱等については、形態率に含まない。

2.計画地内の既存建築物には、敷地外周の壁・植栽等を含む。

写真5.6.1-16 圧迫感の状況 (No.4)

## ② 環境保全のための措置

本事業の実施に伴う計画建築物の存在が景観に及ぼす影響を可能な限り回避・低減するために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・「川崎市景観計画」の景観形成方針や景観形成基準に準じて、計画建築物の配置や形態・意匠、オープンスペース、緑化等の空間設計を行う。
- ・計画建築物は、駅前拠点の創出を図る低層部（商業施設）と敷地中央の高層部（住宅）で、変化のある建築物形状とする。
- ・計画建築物の高層部のコーナーは丸みを帯びたスリムな形状とし、建築物の出現範囲の低減を図る。
- ・地上部に広場や歩道と一体的な歩道状空地といったオープンスペースを整備する。
- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区計画」を踏まえ、計画地の敷地外周や屋上に緑化を施し、魅力ある緑の創出を図る。
- ・植栽予定樹種は、緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を組み合わせ、駅前空間にふさわしい多様な緑の創出を図る。
- ・計画建築物の壁面を計画地敷地境界から極力セットバックさせる。
- ・敷地の外周に常緑広葉樹（高さ 8m）を植栽し、圧迫感の低減に努める。

## ③ 評 価

### (7) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度については、本事業の実施に伴い、登戸駅前に地上 38 階建ての高層建築物が新たな景観構成要素として出現する。しかしながら、計画地及びその周辺地域においては、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物、鉄道施設、道路等の人工的景観構成要素を主体とした市街地景観が広がっており、本事業の実施により主要な景観構成要素が大きく変化することはない。また、計画地から少し離れた多摩川周辺の水辺、生田緑地等の丘陵地等に見られる自然的景観構成要素は変化しない。したがって、これらの要素によって構成される地域景観の特性の変化は小さいものと予測した。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、近景域のうち計画地に近い地点では、計画建築物が近距離で出現するが、低層部（商業施設）と高層部（住宅）で変化のある建築物形状とするほか、計画地の敷地外周や屋上テラス、オープンスペースに緑化を施すことにより、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」の都市系拠点に相応しい駅前空間や市街地景観を形成するものと予測した。

その他の近景域の地点では、眺望の状況が変化する地点は多いが、住宅や店舗等の低層建築物、事業所や集合住宅等の中高層建築物が主体の市街地において、計画建築物の低層部が可視される地点は少ない。高層部は形状等の細部が眺望され、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物となり、新たな市街地景観を形成するものと予測した。

中景域の地点では、計画建築物の高層部が「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を象徴する高層建築物として遠方に出現する地点が多く、周辺の低層～中高層建築物等とともに計画地周辺地域の市街地景観を形成するものと予測した。

本事業の実施にあたっては、「川崎市景観計画」の景観形成方針や景観形成基準に準じて計画建築物の配置や形態・意匠、オープンスペース、緑化等の空間設計を行うなどの環

境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、魅力ある都市景観の形成が図られているものと評価する。

#### (イ) 圧迫感の変化の程度

圧迫感の変化の程度については、供用時の形態率は、本事業の計画建築物の出現及び「登戸土地区画整理事業」による既存建築物の解体工事等により、全体で、現況よりNo.1では13.5%、No.2では8.7%、No.3では11.7%、No.4では3.6%増加し、圧迫感を感じやすくなると予測した。

本事業の実施にあたっては、計画建築物の壁面を計画地敷地境界から極力セットバックさせ、敷地の外周に常緑広葉樹（高さ8m）を植栽し、圧迫感の低減を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施にあたっては、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。